

資料 1－2

<別 冊>

令和元年度
業務執行報告書（Ⅷ 資料編）

公益社団法人 全国都市清掃会議

VIII 資 料

VIII－1	令和元年度要望書	1
VIII－2	（公社）全国都市清掃会議技術指導業務実績	37
VIII－3	令和元年度「予備費」の使用について（災害廃棄物処理事業費補助金）	40
VIII－4	令和元年度環境省補正予算について	42
VIII－5	令和2年度環境省予算事項別表	52
VIII－6	プラスチック資源循環戦略（概要）	57
VIII－7	廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）	58
VIII－8	小型充電式電池リサイクルのご案内	64
VIII－9	食品ロスの削減の推進に関する法律の概要	68
VIII－10	令和元年度台風第19号における災害廃棄物対策	69

令和元年度要望書

全 都 清 第 81 号

令和元年 7 月 25 日

環境大臣 原田義昭 様

公益社団法人 全国都市清掃会議

会 長 福 山 一 男

(横浜市資源循環局長)

廃棄物処理に関わる要望について

本法人では、令和元年度定時総会において廃棄物処理事業を推進する上で当面する諸課題について討議し、要望することを決議しました。

貴職におかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 書

令和元年7月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I 令和元年度定時総会における決議	5
II 要望事項	
第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望	6
1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について	
2. 交付金等の財政支援について	
第2. リサイクル関連法の推進に関する要望	12
1. 容器包装リサイクル制度について	
2. 家電リサイクル等の円滑な推進について	
3. 食品リサイクルの推進について	
4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について	
第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望	22
1. 法整備の推進について	
2. 適正処理困難指定廃棄物について	
3. PCB使用廃安定器の期限内処理に係る財政支援について	
4. PCB廃棄物の期限内処理の推進について	
5. 一般廃棄物となる建材等について	
6. 紙おむつや医療系廃棄物について	
7. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルート構築について	
第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望	26
1. 再生可能エネルギー法について	
2. 電力の計画値インバランス制度について	
3. 小売電気事業者登録制度の充実について	
4. 溶融スラグの利用促進について	
5. ガラス製廃棄物（食器、鏡等）のリサイクルについて	
6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について	
7. 手数料徴収事務の円滑な推進について	
8. 安定型最終処分場の見直しについて	
9. 産業廃棄物処理施設の集中について	
10. 漂流・漂着・海底ごみについて	

11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について
12. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について
13. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について
14. 国による広域的な最終処分場の確保について
15. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について
16. メタングス化における再生利用量の算定方法の見直しについて
17. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について
18. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について
19. 太陽光発電モジュール等の自主回収について
20. し尿処理施設と下水道の接続について
21. 放射性物質及び放射性物質を使用した機器等の適正処理について
22. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について
23. バグフィルター改良工事への支援
24. 国による焼却施設及び最終処分場の整備
25. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について
26. 災害廃棄物処理補助金の継続について
27. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について
28. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について
29. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について
30. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

I 令和元年度定時総会における決議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けているところである。

さて、わが国の廃棄物処理に関しては、昨今の大規模災害を踏まえ、安全・安心を基調に循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の三つを統合的に推進していくことにより、持続可能な社会の実現をすることが大きな課題となっている。

国においては、昨年六月に第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画の見直しが行われ、更なる循環型社会の形成に向けた取組みがスタートした。

また、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっている中で、このたび、プラスチック資源循環戦略の在り方についての答申が取りまとめられた。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。

しかし、SDGSの推進など環境問題等への社会的要請の高まりの中、令和という新たな時代を迎え、市区町村等は持続可能な社会の実現に向けて、更なる取組みが求められているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和元年 5 月 23 日

公益社団法人 全国都市清掃会議

II 要望事項

第1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金を主要な財源として事業を進めているが、特に平成2年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

令和元年度は、当初予算に615億円を計上し、平成30年度補正予算と併せて、合計1,085億円を計上しているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

については、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

(1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源とした地域計画を策定したうえで、計画的に事業を推進している。

また、地元住民の合意形成にあたっては、長年にわたり協議や説明会等を積み重ね、多大な時間と費用を掛けてようやく施設整備に至っている経緯がある。

循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、新たな地元との調整等を迫られるだけでなく、事業実施自体が困難となる恐れがある。

については、

- ① 施設整備事業が計画的に実施できるよう、国において確実に、安定的かつ継続的な財政措置を講じること。
- ② 当該事業の所要額に見合う交付金を、年度当初において、事業満了まで交付率を維持し、満額を交付すること。
- ③ 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、予算が計上される省庁によって交付金内示状況に大きな差が生じないように、交付金要望に応じた柔軟な運用を行うこと。

(2) 交付対象範囲の拡充について

1) 基幹的設備改良事業に係る交付対象事業の拡大

① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

循環型社会形成推進交付金の交付対象となった廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、基幹改良に伴い一定以上の二酸化炭素の排出が削減される場合であって、また交付対象となる設備・機器は二酸化炭素の排出削減に寄与するもののみ限定されている。

しかし、既に二酸化炭素削減効果の高い焼却施設あるいは老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながることから、こうした基幹改良事業についても交付対象とすること。

② ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設

交付金制度の改正により、リサイクルセンターなどのマテリアルリサイクル推進施設については、地球温暖化に資する設備に限り、交付対象となった。

ごみ破碎処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル・資源化施設は、延命化工事が交付対象外となっているが、循環型社会の形成推進において極めて重要な施設であり、長寿命化計画診断及びそれに基づく改良工事等を行うことで施設の耐用年数の延命化が図れるため、延命化工事も交付対象とするよう交付要件を緩和するなど柔軟な運用を図ること。

③ マテリアルリサイクル推進施設

現在、新設、増設が交付要件となっているマテリアルリサイクル推進施設は、今後基幹的設備の改良が必要となり多額の財政支出を要することとなるため、基幹的整備も交付対象とすること。

④ 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備の補修・更新は、直接的な二酸化炭素削減の効果はないものの、廃棄物処理施設の安定稼働には必要不可欠であり、多額の財政支出を要するため、交付金制度の対象とすること。

⑤ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立期間中及び埋立の終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要となることから、最終処分場を管理する自治体にあつては、浸出水処理施設の補修・更新をはじめ閉鎖整備等に向けた費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

ついては、自治体が最終処分場を廃止するまでの間、継続して維持管理できるよう浸出水処理施設の補修・更新等を交付対象とすること。

⑥ し尿等の前処理施設等

し尿の処理については、公共下水との汚泥共同処理を推進するMICS事業による国庫支援措置が講じられているが、共同処理のために整備することが必要なし尿等の前処理施設及び下水処理施設の改良事業等は、支援の対象となっていない。

については、し尿等の前処理施設等を交付対象とすること。

また、下水道投入により「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、小規模化・効率化を図る場合なども交付金の対象とすること。

⑦ 加熱脱塩素化処理設備の設置・更新事業

ばいじん中のダイオキシン類の削減効果が確認されている加熱脱塩素化処理設備を既存施設に設置する場合、またダイオキシン類削減対策工事により導入された設備を改造及び更新する場合については交付対象とすること。

⑧ 合併浄化槽の設置及び更新

浄化槽設置整備事業に関して、汚水処理未普及解消につながらない新築家屋への合併浄化槽の設置及び更新について、補助対象とすること。

⑨ 災害等廃棄物処理事業費補助金対象範囲の拡大

平成 30 年 7 月豪雨災害のように、極めて甚大な被害が生じた災害においては、家屋が全壊又は半壊の損害を被り、市町村が解体の必要があると判断した場合は、その解体撤去費が「災害等廃棄物処理事業費補助金」の対象となったが、家屋が半壊に至らない状況でも、実質解体せざるを得ない状態であれば対象とすること。

2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 用地費及び余熱利用施設等地元対策事業費

建設候補地の地元とは、長期にわたる協議が必要となるが、建設同意を得た後、事業を計画的に執行するためには、国の予算の確保と、継続的な財政支援が不可欠である。

については、現在対象となっていない、最終処分場等に係る用地費及び住民理解を得るために必要な余熱利用施設等の周辺や地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 広域処理を推進するための廃棄物処理施設整備

廃棄物処理施設整備計画では、持続可能な適正処理の確保に向けた施設整備という考え方の中で、廃棄物の広域処理を計画的に進めることが記載されている。

また、広域的な視野で安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築し、高規格の施設により集約的・効率的な廃棄物発電を行うことで低炭素社会の構築に資する面もある。

については、循環型社会形成推進交付金制度を拡充し、一般廃棄物の広域処理を推進するための、焼却工場、選別施設、圧縮中継施設等の施設整備（解体含む。）に対する財政的支援を行うこと。

③ 一体として整備が必要な建屋部分の整備

廃棄物処理施設の整備は、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、自治体においては厳しい財政状況の下、交付金を財源とした財政計画に基づき事業を進めている。

については、施設を設置するにあたり、一体として整備が必要となる建屋部分（管理棟、水処理施設など）の整備を交付対象とすること。

④ ごみ中継施設の施設整備及び更新事業

広域的な視野でごみ中継施設の整備を行うことは安定的・効率的な廃棄物処理システムを構築でき、環境負荷の低減、低炭素社会の構築等にも資するため、交付対象とすること。

⑤ 焼却処理施設のバランスのとれた施設整備

一般廃棄物処理施設を新たに整備する場合、処理能力を有する施設を分散化させることが望ましいことから、現有規模を超える場合でも、交付対象とすること。

⑥ 高効率発電施設

東日本大震災以降の電力確保の一端を担うごみ発電の観点から、新たな高効率ごみ発電施設を交付対象とすること。

⑦ エアゾール製品等処理設備整備

エアゾール製品等の安全な中間処理の実施に向けた専用の処理設備の増設・更新を交付金の対象とすること。

⑧ 水銀排出規制に対応するための施設整備

水俣条約発効に伴い大気汚染防止法の水銀排出規制に対応するため、焼却炉の水銀除去のための新設導入や更新を交付金の対象とすること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

① 災害廃棄物等の選別・ストックヤードの整備

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、ストックヤードの整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、既存の廃棄物処理施設に対し、災害時における電気・水等のユーティリティ供給機能の整備、災害用バックアップ施設の整備及び施設の浸水対策整備についても交付対象とすること。

② 災害等廃棄物処理事業の補助対象範囲の拡大

災害等廃棄物処理事業費の補助対象事業は、「生活環境上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされている。

汲取便槽と単独処理浄化槽はともに一般家庭におけるし尿処理のための設備であるが、豪雨・洪水・高潮などの水害発生時の廃棄物処理事業において、被災した個人の浄化槽の機能回復に必要な泥土の抜き取り費用等については汲取便槽に係るし尿収集のみが対象となっている。

については、同じくし尿が混入している浄化槽からの汚泥収集等経費についても災害等廃棄物処理事業費の補助対象とすること。

4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

廃棄物処理施設の解体は、ダイオキシン類、及びアスベスト等の飛散防止や作業員の曝露防止対策等に膨大な費用を要し、設置主体が全ての費用を賄うことは困難であるのに加え、解体に係る循環型社会形成推進交付金は、交付対象範囲が「解体跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備する場合」に限定されているため、解体処理が進まない現状にある。

については、施設解体を促進するため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事など、次の全ての廃棄物処理施設の解体工事や関連する対策工事について対象とすること。

また、解体跡地に一定規模以上の再生可能エネルギー施設を建設する場合においても、解体時の費用を交付対象とすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事
- ② 解体跡地以外に新施設を建設する場合
- ③ 新施設建設後に解体工事を行う場合
- ④ 解体後に廃棄物処理施設の付帯及び関連施設の整備を行う場合
- ⑤ ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する施設解体工事
- ⑥ 最終処分場の水処理施設及び選別施設などの解体

また、し尿処理施設の解体事業は循環型社会形成推進交付金の交付対象外となっており、起債も不可とされているが、し尿等希釈投入施設建設や下水道施設において一体的に処理することにより、廃止となる場合がある。

については、自治体の厳しい財政事情を考慮し、施設の集約化など、効果的・効率的な廃棄物処理に係るし尿処理施設の解体も交付対象事業とすること。

(3) 交付率の引き上げについて

廃棄物処理施設は市民生活に必要不可欠なものであるが、その整備には、発電・余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要し、自治体にとって大きな財政負担となっている。

平成28年度からエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業がエネルギー対策特別会計の対象事業となり、高効率エネルギー回収に係る設備は交付率が2分の1となったが、その他の設備は3分の1である。

については、廃棄物処理施設の整備等が円滑に行えるように交付率を引き上げること。

(4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定について

廃棄物処理施設には、一定基準の品質を求めることが必要であるが、品質確認・履行確認には相当の労力を要する。

現在、設計にあたっては標準仕様・積算基準がない反面、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領において間接工事費のみが定められていることから、多業種にまたがる積算基準の準用について苦慮している。

計画支援事業として専門技術者の関与が重要であるが、近年ダンピングによる品質低下を危惧しており、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

また、工事等においても、公平性・透明性を高め、品質の高い施設整備を経済的に行うため、適正な仕様・積算による適正価格での発注が不可欠である。

これらのことから、標準仕様・積算基準を策定すること。

2. 交付金等の財政支援について

(1) 灰溶融固化設備の運営

焼却残渣のリサイクル推進及び適正処理のための溶融設備の運転や維持管理に要する経費は膨大であり、自治体にとって大きな負担となっている。

については、灰溶融固化設備の運営に係る財政的な支援を行うこと。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地周辺環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

については、環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置を検討すること。

(3) 焼却灰の外部の民間事業者等への委託処理

近年は、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、溶融固化する処理ルートも確立されつつあり、残渣のリサイクル率向上に貢献している。

現在、民間処理委託については支援策が講じられていないが、自治体の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却残渣の民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。

(4) 発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備

現在、污水处理施設共同整備事業（MICS 事業）が社会資本整備総合交付金による支援措置として講じられているものの、その補助対象経費は限定的となっている。

については、温室効果ガス削減をより効果的に促進するため、発生汚泥等の堆肥化等に関する施設整備に対して、交付金や一般廃棄物処理事業債、下水道事業債の対象とするなど、新たな財政措置を講じること。

(5) ごみ中継施設整備事業と譲渡所得の特別控除

広域でのごみ処理に必要不可欠なごみ中継施設の整備については、施設全体が対象となる財政支援の制度がない。

また、必要な用地を施設整備の用に供した場合、ごみ中継施設整備事業は事業認定を受けないと租税特別措置法上の譲渡所得の特別控除が適用されないため用地確保に支障を来し、事業の円滑な実施の妨げとなっている。

については、ごみ処理の広域化を促進するために、ごみ中継施設整備事業について、事業認定を受けなくても特別控除が受けられる特掲事業とすること。

(6) 公共施設の除却に係る地方債

埋立処分が終了した一般廃棄物最終処分場は、安定化までには長期の期間を要することから、その維持管理費用の増加が課題となっており、このままでは維持管理に支障が生じる状態となっている。

については、一般廃棄物最終処分場の閉鎖整備及び廃止モニタリング費用について、公共施設等の除却に係る地方債の対象とすること。

(7) リサイクル施設への財政支援

自治体の一般廃棄物処理計画や循環型社会形成推進地域計画に基づき、リサイクル施設を整備する際には、事業者が行う場合であっても、一定の財政措置を検討すること。

第2. リサイクル関連法の推進に関する要望

1. 容器包装リサイクル制度について

平成 25 年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る 2 度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成 26 年 9 月以降の長い中断を経て平成 28 年 1 月に再開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから 5 年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

(1) 自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、自治体が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、自治体の経費負担が重いため、分別収集が進むほど自治体の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として自治体の負担する費用が大きく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、市民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の強化・明確化を図り、自治体の負担を軽減すること。
- ② プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の工程において、選別作業を自治体と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成 29 年度プラスチック資源一括回収実証事業の結果を踏まえ、自治体における選別保管の必要性を含め見直しを早急に図ること。
- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。
分別基準適合物の再商品化に係る自治体負担分を事業者負担とすること。

(2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、評価基準の変更や再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度の評価や指定収集袋を異物扱いする評価方法により、自治体は負担を強いられているとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

ついては、

- ① 容器の汚れなどに関しては、若干の汚れは問題ない場合があり、客観的な判断が難しい面があることから、収集袋の破袋度の評価方法を見直すとともに、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用を図ること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販の収集袋及びクリーニング袋などについては、異物とせず、同一の素材であれば同一の商品化ができるようわかりやすい素材別リサイクルを実施する制度とすること。
- ③ ペットボトルの引き取り品質ガイドライン及びベール品質調査項目の変更が行われ、市民の分別負担及び自治体の負担増となり、指定法人ルートの拡大に影響があると考えられる。

ガイドライン等の変更を検討する際には、自治体の意見を聴取・反映させ負担を増大させないこと。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装廃棄物については、現在、引き取り品質基準が一律となっているが、本来は再商品化手法により求められる品質は異なるはずである。

また、現在、自治体側に再商品化手法の選択の余地がないため、自治体の事情に関わらずマテリアルリサイクル手法が趨勢となっており、自治体の財政負担が大きくなっている。

ついては、

- ① 自治体が再商品化事業者に引き渡す際のベールの品質基準を、マテリアルリサイ

クル、ケミカルリサイクル等のそれぞれの再商品化手法ごとに必要最小限の基準とすること。

② 再商品化手法について、それぞれの処理能力・実情に見合ったものとなるよう、自治体に再商品化手法の選択に係る裁量権を持たせること。

③ 同一素材であれば再商品化できるように見直すこと。

(4) ペットボトルリサイクルの入札について

有償で取引されているペットボトルのリサイクルについては、収集運搬、中間処理等多額の税金が投入されているため、リサイクルの手法、地場リサイクル業者の選択、国内循環などについて自治体の意向が反映される入札制度を引き続き検討すること。

(5) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

プラスチック製容器包装廃棄物の再商品化促進のためには、市民（消費者）の協力による適正な分別排出が不可欠であるが、プラスチック製容器包装は形状や素材が複雑なため、見分け方が困難であり、市民（消費者）の分別・排出に支障をきたしている。

そこで、容器包装を含めたプラスチック製品全般を容器包装リサイクル制度の対象とするなど、市民に分かりやすい素材別の分別の促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

については、

① 識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示にすること。

② 容器包装を製造する事業者に対し、分別・リサイクルが容易な製品開発及び普及促進や、分別排出に係る市民、消費者のインセンティブ導入を義務づけるなど、市民等がより分別排出しやすいシステムを構築すること。

③ 関係者が情報を共有し、相互理解を深め、連携と共同による取組を一層促進するため、特定容器包装多量利用事業者が毎年度主務大臣に対して行う取組状況の報告について公表すること。

④ 市民への説明責任を果たすため、再商品化の過程での最終処分量や温室効果ガス、天然資源投入量などの環境効果を、再商品化事業者ごとに把握して公表すること。

⑤ 環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率が明確になっていない。そこで、市民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を含んだリサイクル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだリサイクル率を公表すること。

⑥ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(6) 発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、世界的な課題となっているプラスチック問題の解決には、国を挙げてプラスチックの発生抑制に取り組む必要がある。

ついては、

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。
- ② ガラス製容器のリターナブル、リサイクルを促進するため、色、形状の規格の統一や識別表示を義務化すること。
- ③ 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、デポジット制度を早期に導入すること。
- ④ レジ袋の安易な配布を抑制するためには、全小売業者を対象にレジ袋の無料配布を制限するか、又はレジ袋を有料化するなど経済的インセンティブを働かせることが効果的である。

国ではプラスチック対策として、令和 2 年 4 月からレジ袋の有料義務化に向けて検討いただいているところだが、レジ袋に限らず、事業者等による使用抑制・素材転換などの取組が加速していくための制度の導入を図ること。

- ⑤ ガラス製容器は使用済み包装容器を回収するシステムが構築されていない。容器の規格の統一や分かりやすい識別表示、デポジット制の導入など、新たな仕組みづくりを図ること。

(7) 合理化拠出金

合理化拠出金は、容器包装リサイクル制度における自治体の取組を支援するうえで一定の役割を果たしてきたが、その制度設計等から再商品化想定単価を見直す度に単価が下がっており、近年は拠出金の額が著しく減少している。

ついては、合理化拠出金制度については、安定的かつ持続可能な制度とするよう全面的に再検討を行うこと。

(8) 容器包装以外のプラスチック製廃棄物（いわゆる製品プラ）

容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、容器包装プラスチックと同一素材

であっても指定法人ルート（容器包装リサイクル法の再商品化ルート）に乗せられないため、焼却・埋立てなどの処理を行わざるを得ない状況となっている。

さらに自治体において資源化するためには分別収集・選別保管に多額の費用がかかるほか、容器包装とそれ以外を分別して排出しなければならないため市民の混乱を招くという問題もある。

については、

- ① 資源の有効利用を促進するため、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルを、容器包装リサイクル制度と同様に事業者に義務付けること。
 - ② 容器包装以外のプラスチック製廃棄物について、事業者中心のリサイクルシステムの構築を検討すること。
 - ③ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物の回収・リサイクルについて、自治体、特定事業者、再商品化事業者等の各主体が議論する場を設けること。
- (9) プラスチック製容器包装における白色トレイの取扱いについて

プラスチック製容器包装における白色トレイは、収集を行う自治体の判断で、「発泡スチロール製食品トレイ」として分別収集を行うことも可能とされ再商品化がすすめられてきた。

しかし、再商品化事業者による競争性がないことから、再商品化落札価格が急騰することがあり、分別して排出する市民への合理的な説明が困難な状況がある。

については、白色トレイについて、適切なコストで再商品化が行われるよう措置すること。

2. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、二度目の見直しを行い、平成 26 年 10 月に最終報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

自治体の立場からは、家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、より抜本的な見直しをすること。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払い制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手間も消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題などを助長する要因となっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムを円滑に実施するため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前

払い方式」)又は製品価格への上乗せ(内部化)とすること。

2) 対象品目の拡大

- ① リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大が必要である。

については、有用資源を含む家電製品を対象品目として追加指定すること。

- ② 大型で重量のある家電(電子レンジ・電動マッサージチェア・電気オイルヒーター)及び介護用品(電動ベッド、電動車椅子など)等、家電リサイクル法の対象外の廃家電等については、一般家庭への普及率及び自治体での処理実態などを考慮した上で、対象品目に追加指定すること。

3) 不法投棄された廃家電製品の回収等

- ① 不法投棄された廃家電製品を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっている。

については、自治体に対する減免制度の創設や国による財政措置を講じること。

または、自治体の負担ではなく、製造業者等事業者が製品の無料回収や費用を負担する仕組みとすること。

- ② 自治体を実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、この制度は必ずしも自治体にとって使い勝手のよいものとなっていない。

については、わかりやすい制度とするとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

- ③ 不法投棄された対象機器について、メーカー等による自主回収ルートを構築すること。

- ④ 家電製品の不法投棄防止対策に向け、抜本的な法整備を講じること。

- ⑤ 自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を充実すること。

4) 製造事業者等への指導

- ① 生産者による販売店での回収ルートの構築を指導すること。

- ② 家電リサイクル法に基づき、市民の適正排出を促進する観点からも、製造業者等に対し、環境配慮設計による再商品化費用の更なる低減化を促進するための措置を講ずること。

5) 引取場所数の拡大

指定引取場所のグループ別の廃止は実現したが、未だ引取場所数は不十分である。

については、さらに指定引取場所数を増加すること。

また、自治体が運搬する場合においては、指定引取場所に加えて直接リサイクルプラントでも引き取り可能な仕組みとすること。

6) 引取義務外品

家電リサイクル法では、市民からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、家電小売業界による回収を義務付けるといった、自治体の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

(2) 資源の有効利用の促進について

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに係る各段階における製造者等の3Rのための義務や取組の判断の基準について定めているが、自治体や市民にとって必ずしも十分ではない。

については、制度の円滑な推進を図るため、

- ① 不法投棄された資源有効利用促進法の指定機器を自治体が回収し、製造等事業者に引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用は、自治体の重い負担となっているので、製造等事業者による費用負担とすること。
- ② 市民は、パソコンについて、製品ごとに製造等事業者へ回収の申込をすることになるが、本体とモニターとで申込み先が異なる場合もあり、市民にとって申込手続きが煩雑となるため、他社製品についても一括して申し込めるよう体制を整備すること。

(3) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、自治体の参加状況については、平成30年6月1日時点では、「参加」又は「参加の意向」を示した自治体は、1,613市町村となっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

自治体における小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築及び市民への広報・啓発、及び保管施設等の整備を含めた初期費用、並びに使用済小型電子機器の回収から再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は全て自治体の責任となっている。また、小型家電の有償性を支える鉄スクラップの相場が、法施行時と比べて大幅に落ち込むとともに、廃プラスチックの処理費が高騰しており、事業者からは、収集する使用済小型家電の種類や量によっては、逆有償での引渡しを持ちかけられる様な状況もある。

については、

- ① このリサイクル制度を持続可能な取組とするために、これまでの一部自治体のイニシャルコストに対する実証実験などによる支援だけではなく、自治体が円滑に制度を実施するために必要な費用であるイニシャルコスト、ランニングコストについても、国において財政的支援を講じること。
- ② 自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に取り組むなど、自治体に参加しやすい体制を整備すること。

2) 制度の仕組みの見直しについて

小型家電リサイクル法に基づく3Rの取組を総合的に推進するためには、従来の自治体の収集を基底とした仕組みを見直し、関係事業者が主体となった制度を検討することが必要である。

については、販売者等が自ら回収する方法に改め、回収費用の全額を販売者・製造者が負担する仕組みに変更するなど、制度の仕組みを変更すること。

また、消費者に対してリデュース、リユースの重要性を周知すること。

(4) 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成24年3月19日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

については、このような状況の中で、効果的・効率的に適正処理を確保するために、

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

3. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に関しては、平成26年10月に「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の意見具申が提出された。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間643万トン（平成28年度推計）あり、その削減が、取組むべき大きな課題となっている。

今後、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

また、登録再生利用事業者制度については、少なくとも排出事業者の所属する自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要なため、必ずしも使い勝手のよい制度設計になっていない。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食品ロス削減の取組

「食品ロスの削減の推進に関する法律」の成立を受け、今後、国においては食品ロスの削減の推進に関する基本方針が取りまとめられることになるが、食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるための情報提供及び実態の把握など支援策を講じること。

また、各事業者の国への報告内容を自治体に提供すること。

更に、生産段階における廃棄物の資源化、商慣習としての3分の1ルールのは正など、流通段階における食品ロス対策について、国が積極的・効果的な施策を実施すること。

加えて、国において、事業者活動・消費者運動による食品ロス削減への取り組みを推進する施策・措置、及び法制度など必要な措置を講じること。

(2) 登録再生利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

また、食品関連事業者に該当しないが、食品ロスの排出量が多い学校や病院等の事業者の委託を受けて、食品循環資源を運搬する一般廃棄物収集運搬業者についても同様の特例を受けることができるよう食品リサイクル法を見直すこと。

4. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重大である。

については、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課することができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事の営業停止などの処分を課することができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

(2) 建設リサイクル法に係る費用の適正な負担

解体業者に処理を依頼した廃棄物については、不正に保管・処理される事例が増えてきているが、その要因として、発注者に分別解体及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担がされていないことが考えられる。

については、適正な業者への発注を促し、不適正な廃棄物の保管と処理を抑制するため、業務を発注する者に対して適正な負担を求める建設リサイクル法第 6 条を市民、事業者等に周知すること。

(3) 古紙・古布リサイクル

古紙等については、自治体が直接回収するか、又は集団回収の実施団体に対して活動支援の助成金等を支給しており、回収にかかる役務や費用が自治体等の負担となっている。長期的に安定した古紙・古布のリサイクルシステムを維持するとともに、自治体や市民の負担が過大とならないようにするため、古紙・古布の回収コストを製造・販売業者等の事業者負担とする仕組みを構築すること。

また、古紙の持ち去り行為は、法令等で有効な規制がないことから、各自治体において条例に罰則規定等を設け対応しているが、効果が限定的となっている。

については、持ち去られた古紙を流通させないための体制や罰則規定等をふくめた法整備をおこなうこと。

(4) 小型充電式電池の回収拠点の拡大等

小型充電式電池は、一般社団法人 J B R C によるリサイクルの仕組みができているが、市民の認知度が低く、不燃物として排出するケースが多く、中間処理施設等での発火・火災等が増加している。

拡大再生産者責任の観点から製造事業者等各電器店・ホームセンター等、市民が立ち寄りやすい拠点に回収箱を設置するとともに、電池が取り出せない製品についても回収の仕組みを構築すること。

また、生産者は電池・充電池の取り外しが容易な製品を製造するなど、リサイクルを考慮した製造を行うとともに、事業者が回収・処理する体制の充実をはかること。

更に、電子・加熱式たばこについては、事業者による回収がなされておらず、業界に対し、自主回収を実施するよう働きかけること。

(5) 事業者責任の強化

循環型社会の形成に向けて、国では「環境基本法」をはじめ法整備を進めてきたところであるが、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法に課題が多く、循環型社会形成の推進には不十分と言わざるを得ない。

製品の生産者又は輸入業者等は、製品の流通に始まり、その製品が使用済みとなって廃棄処理されるまでの一連のサイクルを通じ、廃棄物処理を念頭とした環境への影響を最小とするビジネスモデルを構築することにより、廃棄物の発生抑制の効果を発揮させることができる。

については、耐久消費財を中心とした粗大ごみ等、廃棄物の減量化又は適正処理、リサイクルに関して、拡大生産者責任のもと事業者に一定の責任を持たせるような制度を検討し、さらなる循環型社会形成推進に努めること。

(6) ごみ指定収集袋へのバイオマスプラスチック素材の利用促進

昨年、「プラスチック資源循環戦略(案)」のパブリックコメントが実施され、その中でバイオマスプラスチックの利用促進が実効的取り組みとあげられており、ごみ指定袋のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないため、導入における追加費用の一部負担など、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

第3. 適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっていると認められる一般廃棄物として廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、指定一般廃棄物を適正に処理することが困難な場合に、困難となっている処理の過程に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため、自治体の負担は依然として大きなままである。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらの一般廃棄物については自治体が処理することになっているが、処理を専門業者に委託しなければならないなど財政的負担も大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1. 法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、特定事業者に対して製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が不明確なため、特定事業者により有効な回収・処理の仕組みができたものは少ない。

については、次のとおり法整備等を要望する。

- ① 特定事業者に対して、責任を持って回収・処理する体制の構築を義務づけること。
- ② 製造者・販売者である特定事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずること。
- ③ 製品の特性に応じたデポジット制の導入を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定 4 品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池等、爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

については、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、適正処理困難指定廃棄物へ追加指定すること。

- ① スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池
- ② 水銀含有製品（水銀体温計、蛍光灯等）
- ③ 薬品類
- ④ 電動ベッド、電動カー等の介護用品
- ⑤ マッサージチェア等の健康用品

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等について

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多い。

については、これらの爆発・危険性、有害性を有する製品について、早急に法整備も含め、適正処理基準を策定するとともに、販売店及び製造事業者による自主回収・処理システムを構築すること。

(2) 廃スプリングマットレス等の回収処理システムの整備について

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難廃棄物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況であり、海外で製造された製品の処理も増加している。

特に、近年流通してきたポケットコイルは多大な負担となっている。

については、事業者処理責任を基本とした適正処理・リサイクルシステムの構築に向けて、必要な措置を講ずること。

(3) 水銀含有廃棄物の適正処理の推進について

平成 25 年 10 月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成 29 年 10 月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物については水銀含有廃棄物の回収規定がなく、環境省のガイドラインはあるが、各自治体の判断にゆだねられている状況にある。

については、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売している事業者による、水銀使用廃製品の自主回収を促進する仕組みを構築すること。
 - ② 自治体が新たに分別回収の体制を構築する場合において、必要な財政措置を講じること。
 - ③ 廃棄物処理施設における水銀排出基準の設定に伴う自治体の施設改造費等について、国の財政措置を講じること。
- (4) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物について
- 農薬（特に PCB を含むもの）や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、自治体において対応に苦慮している状況である。
- については、関係事業者等（販売店を含む）による回収から処理までのルートを確立できるよう、指導、支援を図ると共に、適正な処理方法等の情報提供をすること。
- (5) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理について
- 近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。
- 自治体においては、収集・選別作業時に刺傷、感染症の罹患等の危険性を伴うことから処理に苦慮しており、また、プラスチック製容器包装の識別マーク付きの医療パックが存在するなど、排出者である市民も分別する際の見分け方が難しく、混乱している状況である。
- また、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの環境省通知が出されている。
- については、
- ① 刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。
- また、拡大生産者責任の観点から、メーカーへの処理責任の分担について検討すること。
- ② 自治体や在宅医療を受けている市民に対し、感染性などの危険情報や適正な処分方法や安全性に関する、識別表示を統一、義務化するなど明確な指針を早期に示すとともに、情報提供をより積極的に図ること。
- (6) 大型及び重量のある家電等について
- 大型及び重量のある、家電（電子レンジ・電気オイルヒーター）、電動ベッド・電動カーなどの介護用品及び電動マッサージチェアなどの健康用品等については、自治体における処理状況を調査するとともに、適正処理困難物の指定も検討し、適正処理・リサイクルを推進すること。

3. PCB使用廃安定器の期限内処理に係る財政支援について

多くの自治体ではPCB使用廃安定器を多量に保管しており、期限内に確実に処理するには、短期間に多額の経費支出が必要となり、処理期間内の処理完了が困難となる恐れがある。

については、市民サービスを低下させることなく、期限内に処理を完了させるため、支出の平準化等により負担が軽減されるよう助成制度或いは起債措置など制度創設を検討すること。

4. PCB廃棄物の期限内処理の推進について

① 未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査の円滑な実施に向けた環境の整備

未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査にあたっては、税務担当課と調整のうえ、事業用建築物に係る家屋課税台帳の提供を受け、民間事業者にも、調査対象リストの作成を委託し、掘り起こし調査を進めている。しかし、リストによりアンケート調査用紙を発送したものの、未達となる事業所が約4割に上り、調査に支障が生じている。

一方、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、固定資産税の課税情報を市町村内部で利用できる規定が設けられている。

については、円滑な調査実施のため、廃棄物処理法第23条の5に基づく対応を可能にするなど、税務担当課が独自に取得した建物所有者情報等の内部利用を可能にする措置を講ずること。

② 未把握のPCB廃棄物掘り起こし調査への財政的支援

未把握のPCB掘り起こし調査は、調査件数の増大や短期間での調査となるため、経費が著しく増大している。

については、必要な財政措置を講ずること。

③ PCB廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

PCB使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

5. 一般廃棄物となる建材等について

従来、事業者のみが取り扱っていた建材や住宅設備について、最近ではホームセンターなどで一般市民でも容易に手に入るようになってきている。しかし、これらが事業者を介さずに廃棄物となった場合は、一般廃棄物として取り扱われるため、自治体が処理責任を負うこととなるが、物の性状や量の面から一般廃棄物処理施設での処理が困難となっている。

については、これらの一般廃棄物となる建材や資材について、例えば製造若しくは販売する事業者が引き取り・処理する体制を構築するなど法制度を整備すること。

6. 紙おむつや医療系廃棄物について

超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増え、収集運搬費、焼却費など自治体負担が増加するため、処理費用について、生産者・事業者 に一定の負担を課すなど、事業者処理責任を強化すること。

また、医療系廃棄物について、生産者や事業者自体が発生抑制及び再生使用を進めるような、リサイクルシステムを構築すること。

7. 適正処理が困難な一般廃棄物の処理ルートの構築について

多くの自治体で適正処理が困難となっている一般廃棄物（引火性廃油、化学薬品、FRP製品、業務用機器など）は、現行法上は自治体の責任で、委託や許可業者によって処理を行うこととなっている。

しかし、近隣に処理可能な業者が不在であることなどの理由から、処理を行いたくてもできないのが現状となっている。

処理可能な業者が不在である一因としては、一般廃棄物と産業廃棄物に係る処理施設設置許可の要不要の問題が挙げられる。

については、現状では処理が困難な一般廃棄物を適正処理するための仕組みを構築すること。

第4. 廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみの努力では解決が困難な事項が多くある。ついては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 再生可能エネルギー法について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「FIT法」という。）に基づく調達価格及び調達期間が告示されたところであるが、調達区分のバイオマスにおける固形燃料燃焼（一般廃棄物）に関し、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

(1) 調達期間

固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設については30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

(2) 調達価格

バイオマス発電について、全量を再生可能エネルギー固定価格にて買い取ること。

(3) FIT法による設備の認定

余剰電力が発生する既設工場と同一敷地内に工場を増設した場合でも、再生可能エネルギー固定価格買取制度を適用すること。

また、近年の一般廃棄物処理施設は、基幹改良事業を実施することで、施設の長寿

命化及び二酸化炭素削減を図っている。

については、再生可能エネルギー供給量の拡大につなげるため、FIT 法の設備認定について、新設設備だけでなく、発電効率の向上等、二酸化炭素削減に関する基幹的設備改良（大規模改修）工事を行った設備については、FIT 法による新設設備と同等の扱いとすること。

（４）電源接続における廃棄物処理施設の適用除外について

固定価格買取制度導入以降、発電事業者からの連系希望が急増し、連系が制約されている地域が存在する状況から、電力広域的運営推進機関から「電源接続案件募集プロセス」のルール化、資源エネルギー庁から「上位系統の費用負担に関するガイドライン」が公表され、東京電力パワーグリッド㈱から、「電源接続案件募集プロセス」が公表された。

同プロセスの内容は、連携希望事業者を一律に扱い、入札により連携事業者を決定するものであるため、廃棄物処理施設の連携が不確実なものとなり、国庫補助事業推進を阻害するとともに、自治体に不測の費用負担を生じさせている。

については、同プロセスの適用対象工事から廃棄物処理施設を除外するなどの措置を講じられたい。

（５）RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度の制定について

RPS経過措置については、平成 29 年度から 5 年で廃止されることが決定され、制度開始前に稼働している施設等は、FIT制度の適用除外であったり、数年で適用期間の終了を迎えるなど投資回収が十分できていない。

各自治体は、売電（FIT電気、新エネルギー等電気相当量など）による収入を活用し、一般廃棄物処理事業を維持運営しており、RPS経過措置廃止後、FIT制度の適用から外れる施設に対する新たな制度を制定すること。

（６）電力品質確保に係る系統連携技術要件ガイドラインの見直しについて

廃棄物発電について、当該ガイドラインにより高圧配電線との連携は 1 施設あたりの電力容量が原則として 2,000kw 未満となっており、施設内での自家消費電力の大小にかかわらないものとなっている。

については、発電規模による制限ではなく実際の逆電流によるものとする。

また、ごみ発電を行う場合、2,000kw 以上の発電機を設置し発電する場合でも変電所の容量や周辺の電力需要を考慮する中で、他の発電事業者と区別して、弾力的な系統連携を行えるようガイドラインを見直すこと。

（７）廃棄物処理施設の系統連系について

発電設備を設置する自治体では、余剰電力が発生した場合、一般送配電事業者の配電線網に逆潮流することが一般的であるが、基幹送電網に空き容量がない地域では、逆潮流できない状況にある。

新たな特別高圧線敷設に係る費用が多額で、長期にわたる工事期間を要するなど、送電することが困難な状況となっている。

廃棄物処理施設の余熱利用発電は循環型社会の形成に大きく寄与することから、送電網の増強等ごみ発電の逆潮流を進めるための支援など、必要な措置を講じること。

(8) 地域低炭素化モデル事業の継続について

地域の低炭素化をより確実に推進していくために、廃棄物焼却施設等の更新時期に合わせて活用できるよう、継続して実施すること。

既存の余熱利用施設の設備の改修や更新も適用可能となるよう要件を拡充すること。

また、エネルギー回収型廃棄物処理施設等と併せて整備する余熱利用施設の設備も補助対象とすること。

(9) 一般廃棄物処理施設におけるごみ投入量の管理方法について

再生可能エネルギーの促進及び温室効果ガスの発生抑制に向けて、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準において「施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。」と定められているが、一般廃棄物処理施設の投入量については、1日の投入実績の算定方法が不明確であり施設毎に計算方法も異なっており、より柔軟な管理方法を検討すること。

2. 電力の計画値インバランス制度について

国の進める電力システム改革において、平成28年4月から計画値同時同量制度が導入され、系統に連系する発電所は発電の計画値と実績値の差であるいわゆるインバランスを抑制することが求められるが、廃棄物発電は焼却不適物の混入により焼却炉の緊急停止があったり、また、搬入されるごみの性質が均一でないことから出力が安定しないため、計画値どおりに発電することは極めて困難である。

新制度では、制度設計の議論の中では、FIT認定を受けている発電所は特例対象となり、計画値どおりに発電しなくても、FIT価格で買取される予定となっているが、一方で、RPS認定の廃棄物発電等は特例対象とならず、インバランスのリスクは発電所又は小売電気事業者が負うことになっているため売電収入の減少が想定される。

については、自治体にとって、売電収入は貴重な歳入であることから、インバランス制度においては、RPS認定を含め全ての廃棄物発電を特例対象とし、適用除外とすること。

3. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成28年4月1日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

(2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

4. 溶融スラグの利用促進について

(1) 溶融スラグの有効利用を促進するための施策

溶融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要な課題であると考えられるが、利用できるのはそれを生成した当該自治体が発注した公共工事等に限られており、一部の自治体では溶融スラグを最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、

- ① 溶融スラグをグリーン調達品目に位置づけるとともに、国の公共工事に一定の割合で自治体が生成した溶融スラグの利用を義務付ける等積極的な利用促進策を講じること。
- ② スラグ流通の基盤となる広域的ストックヤードの整備等、循環型社会形成推進の構築に向けた環境整備を行うこと。

(2) 掘り返した溶融スラグの取扱い

溶融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、溶融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

しかし、その負担は大きく、埋戻し材としての利用促進の障害となっている。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと及びこれまで全国で利用されている量は多く、それらを処分することとなると、最終処分場の延命化等に逆行することとなる。

については、基準を満たす溶融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

(3) 溶融副産物

溶融飛灰は、資源として利用価値が十分にあるので、有効金属の回収について、資源確保の観点から積極的に取り組むこと。

(4) 溶融スラグの再生利用

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」(平成 21 年 10 月 2 日環境省通知)により、溶融固化物の用途として、地中空間の充てん材が追加された。しかしこの利用については、多くの条件が課せられており、JIS規格相当の安全な利用を阻害している。また、地中空間の充てんと埋め戻しとの区分け(定義付け)が明確にされていないため、地下構造物の空間及び撤去空間跡等がいずれの利用になるのか判断が難しい。

については、円滑な利用を進めるため、地中空間充てんの利用条件を緩和すること。

また、地中空間の充てんと埋め戻しとの明確な区分け(定義付け)を行うこと。

5. ラス製廃棄物(食器、鏡等)のリサイクルについて

食器、鏡、家具付属ガラス等のガラス製廃棄物の処理については、リサイクルシステムが構築されていない現状では、埋立処分に頼らざるを得ない状況にあるが、建設廃材等と比較すると付着物が少なく良質な資源物である。

については、

- ① 土木・建築資材として再商品化は可能なものの、使途が限定されており市場規模が小さいことから、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。
- ② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ること、また、土木工事の埋戻し等に利用した後に掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

6. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足る額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足る額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

7. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自

治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

8. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場については、その安全性について市民の理解を得つつ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設となるよう、中央環境審議会の意見具申（「廃棄物処理制度の見直しの方向性」平成22年1月25日）「安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされたが、未だ新たな措置が講ぜられていないため、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること。

9. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について、廃棄物処理法の改正を含めて検討すること。

10. 漂流・漂着・海底ごみについて

海岸等に漂流・漂着・海底に堆積する大量のごみが、漁業や生活環境、景観に悪影響を及ぼしている。また、近年、発生源が明らかに海外と思われる廃棄物が主に日本海側に大量に漂着し、市民に対する危険性を回避するためのパトロールや市民周知、漂着物の回収等に多くの要員や費用が必要となるなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

また、当該漂着物には注射針や有害な内容物が含まれているものなどがあり、自治体の処理施設では処理できない場合は、専門業者に委託しなければならないなど、多くの自治体でその対応に苦慮している。

については、

- ① 自治体への特段の財政支援措置を講ずること。
- ② 発生源が明らかに海外と思われる廃棄物も漂着していることから、問題解決に向け周辺国との対策の連携に努めること。

離島における漂着ごみの回収やその処理への対応策を講じること。

11. 廃棄物行政に携わる実務者の啓発について

国においては、自治体への支援のための様々な施策を展開している。

については、「一般廃棄物会計基準」に基く計算方式等も含め、自治体の職員を啓発するた

め、研修会を具体的な内容ごとに定期的に実施すること。

12. 一般廃棄物処理業許可における暴力団の排除について

平成 12 年に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設に係る許可に関しては、暴力団排除規定が廃棄物処理法に盛り込まれたが、その一方、一般廃棄物処理業については、同様の規定が設けられないまま現在に至っている。

そのため、自治体が、一般廃棄物処理業に係る許可に際して暴力団を排除しようとしても、廃棄物処理法に規定がなく、対応に苦慮している。

政令市においては、同一事業者からの申請に対して、産業廃棄物処理業の許可は不許可となるが、一般廃棄物処理業の許可は取得できるというように整合性が取れていない。

については、廃棄物処理法を改正すること又は自治体における廃棄物処理法の上乗せ規定ができるよう措置すること。

13. 一般廃棄物処理業への優良事業者制度の導入について

一般廃棄物処理業の許可期間については、現在政令により 2 年を下らない範囲で定めることとされているが、当該許可期間について産業廃棄物処理業に適用されている優良事業者への許可期間の延長と同様の優良事業者制度を導入すること。

14. 国による広域的な最終処分場の確保について

ごみの排出抑制やリサイクルを進めつつ、焼却残渣（焼却灰及び飛灰）の資源化により最終処分量の削減に努めているが、焼却残渣の大幅な削減は困難な状況である。

ごみの安定処理のためには、安定して搬出できる最終処分場が必要不可欠であるが、その新たな確保は容易でなく、また、開設済みの最終処分場の残余年数も限られている。

については、国により広域的な最終処分場を確保すること。

15. 無許可の廃棄物回収業者による廃棄物の収集に対する措置について

無許可の廃棄物回収業者が市民から廃棄物を回収し、高額な処理料金を請求する事例が発生している。自治体の許可や委託を受けずに家庭から出される廃棄物を業者が回収することは認められていないが、このような事態が拡散すると、地区外での処理や不法投棄につながる危険性もある。

については、無許可の廃棄物回収業者の利用を防止するべく、市民への広報・啓発の拡充に努めること。

16. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成、及び温室効果ガス排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギー源としての機能確保の観点からも、メタンガス化による再生利用等を推進することが必要である。

については、メタンガス化がより推進されるよう、再生利用率参入の考え方を見直すこと。

17. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災の教訓等を踏まえ、大規模災害時には公衆衛生の確保や復

旧・復興には、他都市からのごみ処理支援のより早い段階での要請や受入が極めて重要である。

また、東日本大震災以降、国では非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例を設けているが、手続きに一定の時間を要することから、災害廃棄物の中には産業廃棄物と同一性状でありながら、再資源化されず、埋め立て処分されている。

については、

- ① 大規模災害発生時には、Dウエストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を連絡し、迅速に支援要請などを行う手法を検討すること
- ② 各都市の被災時の問合せ窓口となる部署を平時から発信するなど、大規模災害時の連絡先を混乱することがないように取り組むこと。
- ③ 大規模な災害発生時において、即座に産業廃棄物許可業者による災害廃棄物処理を可能とするなど、迅速な対応ができる仕組みを構築すること。

18. 産業廃棄物処分業許可事業者に対する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における措置命令の実効性について

平成 30 年 4 月 1 日施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）」において、事業の廃止をした者等により、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管が行われている場合、これらのものに対し必要な措置を命じることができることとなった。

しかしながら、現行法では、措置命令を発出するためには、処理基準違反であることが条件となっており、処分業を失効していれば、明確に処理基準違反を問うことができない。

については、事業者が、産業廃棄物処分業の許可を失効した場合、同法第 12 条の「処理基準」がすべて明確に該当する内容ではないため、条文を追記する等、法令、改正を含む実効的な対策を講じること。

19. 太陽光発電モジュール等の自主回収について

市民から太陽光発電モジュール（パネル）が持ち込まれた場合、一般廃棄物として、扱わざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

今後、大量の太陽光発電モジュールの廃棄が見込まれることから、

- ① 一般廃棄物として処理する場合の対応等について、国が方針を示すこと。
- ② メーカー等による引取り・処理体制を構築するなど、適正な処理ルートの確保に向けた検討を進めること。

20. し尿処理施設と下水道の接続について

「下水処理場」と「し尿処理施設」は両方とも汚水浄化を目的にしており、「し尿処理施設」の処理過程を「下水処理場」に集約化することで、使用する薬品・燃料が減少し、機器設備が少なくなることにより電気使用量も減少するため、両者を接続する上で必要

な協議等を簡略化・マニュアル化するとともに、接続工事等についても基幹的設備改良事業の対象とすること。

21. 放射性物質及び放射性物質を使用した機器等の適正処理について

公共工事や家庭ごみから放射性物質が発見された場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条において廃棄物として取り扱えず、自治体の施設で処理することが困難な状況にある。

については、次の項目について措置すること。

- ① 放射性廃棄物の処分先・処分方法について、早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにすること。
- ② 放射性物質の対応、処分に要した費用について、自治体へ財政的支援を講じること。

22. 放射性物質を含む焼却灰等の早期搬出について

福島県内における放射性物質を含む焼却灰等は、やむを得ず自治体の管理型最終処分場等で一時保管しているが、最終処分を行うことに市民の理解は得られず、埋め立て容量に余裕がなくなっている。

については、早期に国が設置する処理施設で、全て一元的に管理・処分を行うこと。

① 指定廃棄物等（放射能濃度 8,000Bq/kg 超）の焼却灰等

国が設置している「最終処分場」または「中間貯蔵施設」に、早期に搬出すること。

② 放射能濃度 8,000Bq/kg 以下の焼却灰等

国の責任において、処理施設を設置するなど、早急に搬出・処理すると共に、民間の技術を活用した再資源化処理を行う場合、財政支援を講じること。

③ 保管する指定廃棄物となった焼却灰は、性状から全量をコンクリート固化する必要がある。国の最終処分場である特定廃棄物埋立処分施設が受け入れを開始し、特定廃棄物セメント固化施設が、平成 31 年 3 月 20 日から稼働している。

国は輸送を開始したところであるが、スケジュール厳守に努め、早期に輸送を完了させること。

また、指定廃棄物処分計画の遅延、変更等が、事業運営に支障を来す場合には、国は必要な対応に協力すること。

100,000Bq/kg を超える指定廃棄物の処理スケジュールを早々に示すこと。

23. バグフィルター改良工事への支援

原子力発電所の事故発生後は、ごみ焼却施設の近隣住民の多くが、ごみの焼却に伴い、ばいじんとともに放射性物質が飛散するのではないかと不安を持っている。

ばいじん及び放射性物質は、バグフィルター（集じん装置）でほぼ除去、捕集されることが確認されており、国が対策地域内で行っている災害廃棄物処理業務の減容化施設においては、バグフィルターを1炉2基として、万が一の事態に備えている。

については、近隣住民に説明し、不安解消を図るため、焼却施設を減容化施設と同等に

改良する工事について、その全ての費用を国庫補助事業の対象とすること。

24. 国による焼却施設及び最終処分場の整備

原子力発電所の事故発生後、福島県内でイノシシ被害防止のために捕獲しているイノシシの処分については、県内各自治体における共通の課題であり、広域的に対応する必要がある。

については、国が、焼却施設及び焼却灰などの埋立をする最終処分場を早急に整備すること。

25. 原子力発電所の事故に伴う最終処分場の容量減少への措置について

事故発生に伴い、県内にある民間の焼却灰エコセメント化施設は操業を停止し再開の見込みは立っていない。そのためエコセメント化を計画していた焼却灰は最終処分場で処分されることとなったため、最終処分場の容量の減少を招き、将来の処分計画に影響が出ている。

については、現時点では、最終処分場の容量減少に係る補償についての賠償項目がないため、最終処分場の容量減少に係る補償について、東京電力の賠償対象とすることや国の責任において、補てん又は新規施策により焼却灰の再資源化を行うこと。

26. 災害廃棄物処理補助金の継続について

被災自治体では、国からの財政支援策を最大限活用し、東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

については、災害廃棄物処理事業は膨大かつ長期にわたることなどから、復旧・復興を達成するため、国の特例的な財政支援を継続すること。

27. 放射性物質に汚染された廃棄物等の保管及び処分に係る体制の整備について

平成 24 年 1 月 1 日に放射性物質汚染対処特措法が施行され、廃棄物等の処理及び除染について具体的な方針が示されたところであるが、具体的な事務の処理を行う自治体では、国が定めた基準以下の廃棄物であっても、草木、剪定枝、草木をリサイクルしたチップや側溝汚泥、廃棄物焼却施設の焼却灰など、その処理には多くの問題を抱えている。

自治体によっては、周辺住民の反対により、焼却処理が出来ない状態であり、やむを得ず各市町村において、一時保管を続けている状況である。

については、放射性物質による汚染は、既に 1 自治体の能力では対応できる範囲を超えているので、国による具体的かつ総合的な対策を講じること。

また、放射性物質を含む川ざらい土砂等については、放射能濃度にかかわらず、早期に国の責任において管理処分すること。

28. 東日本大震災の災害廃棄物に係る放射性物質のモニタリング費用について

各自治体は、災害廃棄物の処理の安全性について、国や県の基準を満たしていることを確認して受け入れを行ったが、最終処分場周辺の住民は、放射性物質による健康被害への影響を心配している。

最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度

測定については、平成26年度までは国からの財政措置で行ってきたが、平成27年度は事業の見直しにより、一部自治体の費用負担となっている。

については、放射性物質のモニタリングについては、国が継続して必要な財政措置を講じること。

29. 放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物」埋立基準の変更について

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

30. 新設する「一般廃棄物焼却施設」の放射性物質汚染対処特措法適用除外について

既存の一般廃棄物焼却施設は、放射性物質汚染対処特措法に基づく「特定一般廃棄物処理施設」に該当し、排ガスの放射能濃度等を測定するなど、廃棄物処理法に上乗せされた維持基準が適用されているが、ばいじんの放射能濃度が800Bq/kg以下であるなど、国が確認した場合は、「一般廃棄物処理施設」にもどり、上乗せ基準の適用が除外される。

については、行政区域内の施設が、国の認定を受けて、全て「一般廃棄物処理施設」である場合は、新設の一般廃棄物焼却施設は、国の確認を受けずとも特措法の適用除外となるよう法改正すること。

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

令和2年1月1日現在

NO	都道府県名	開始 年度	完了 年度	団体名	指導相談内容	協力機関
1	愛媛県	1981	1981	宇摩地区市町村圏組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
2	新潟県	1981	1982	三条市	ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
3	長野県	1981	1982	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	東京都職員
4	北海道	1981	1983	釧路市	埋立処分場建設工事に係る技術指導	
5	大阪府	1981	1985	枚方市	ごみ処理施設・埋立処分場建設工事に係る技術指導	東京都職員
6	和歌山県	1981	1985	富田川衛生施設組合	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
7	沖縄県	1981	1986	浦添市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導・ごみ処理施設運転に関する技術指導	東京都職員
8	愛媛県	1983	1983	伊予三島市	し尿処理施設建設工事に係る技術指導	
9	愛媛県	1983	1985	吉田町	高速堆肥化処理施設建設工事に係る技術指導	
10	香川県	1983	1987	三豊地区広域市町村圏振興事務組合	粗大ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
11	島根県	1984	1984	松江地区環境衛生組合	し尿処理施設改造に係る基本計画に伴う技術相談	
12	秋田県	1984	1985	男鹿市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
13	新潟県	1984	1985	燕市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
14	奈良県	1984	1985	奈良市	ごみ処理施設建設工事に係る技術相談	
15	愛媛県	1984	1985	新居浜市	投棄し尿汚泥の安定化対策	
16	香川県	1986	1986	坂出・宇多津広域行政組合	角山グリーンセンターごみ処理施設、運転業務に関する技術相談	
17	茨城県	1987	1987	常総地方広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設建設工事(見積設計図書審査)に関する技術相談	
18	島根県	1987	1987	松江地区環境衛生組合	川向処理場増設改築工事に伴う技術相談	
19	和歌山県	1987	1988	白浜町	大型共同作業場汚水処理施設に関する技術指導	
20	山形県	1987	1989	山形市	沼木衛生処理場(し尿処理施設)改築に関する技術相談	
21	長野県	1987	1989	飯田衛生施設組合	ごみ焼却場建設工事に関する技術相談	
22	静岡県	1987	1989	富士宮市芝川町厚生施設組合	し尿処理施設建設工事に関する技術相談	
23	山形県	1989	1991	山形市他2町共立衛生処理組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
24	長野県	1990	1990	飯田衛生施設組合	新し尿処理場整備計画書作成に関する技術相談	
25	広島県	1991	1994	尾道市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に関する技術相談	
26	山梨県	1991	1996	甲府市	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設建設工事に関する技術相談	
27	和歌山県	1992	1992	富田川衛生施設組合	し尿処理施設・浄化槽汚泥貯留槽設置に関する技術相談	
28	三重県	1992	1993	津市他4箇町村衛生施設利用組合	し尿処理施設建設工事に係る技術相談	
29	長野県	1995	2000	北信保健衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	東京都職員
30	東京都	1995	1997	西多摩衛生組合	ごみ処理施設建設工事に関する技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
31	沖縄県	1997	2005	那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
32	奈良県	1998	2002	奈良市	ダイオキシン削減対策に伴う既設焼却炉改築工事に係る技術指導	
33	香川県	1999	2004	高松地区広域市町村圏振興事務組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	
34	熊本県	1999	2003	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
35	沖縄県	1999	2002	浦添市	排ガス高度処理施設・灰面固化施設整備事業に伴う技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
36	広島市	1999	2003	呉市	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
37	長野県	1999	2003	南信州広域連合	ごみ処理施設整備事業に関する技術指導	
38	千葉県	1999	2001	流山市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事最終発注仕様書審査	
39	東京都	2000	2001	小平・村山・大和衛生組合	ごみ処理施設整備事業に関する技術支援	
40	岐阜県	2000	2001	中津川・恵北環境施設組合	ごみ処理施設整備に係る技術指導	
41	愛知県	2000	2003	豊田市	新清掃工場建設に係る技術指導業務(完了03.9.30)	
42	北海道	2000	2006	北しりべし廃棄物処理広域連合	ごみ処理施設整備技術指導業務	
43	長野県	2000	2001	北信保健衛生施設組合	かし担保検査等技術指導業務	東京都職員
44	鹿児島県	2000	2007	肝属地区一般廃棄物処理組合	焼却施設整備に関する技術指導業務委託	株式会社福岡クリーンエナジー
45	山口県	2001	2002	山口県中部環境施設組合	清掃工場灰出設備改築工事に係る技術指導	
46	長野県	2002	2006	岳北広域行政組合	ごみ処理施設建設事業技術指導	
47	愛知県	2003	2004	刈谷知立環境組合	ごみ処理方式選定に係る技術指導業務委託	

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

	都道府県名	開始 年度	完了 年度	団体名	指導相談内容	協力機関
48	新潟県	2003	2007	新潟市	新焼却場施設整備事業に関する技術相談・技術指導業務委託	
49	沖縄県	2003	2009	倉浜衛生施設組合	ごみ処理施設建設工事に係る技術指導	公益財団法人東京都環境整備公社
50	熊本県	2003	2006	人吉球磨広域行政組合	ごみ処理施設中間点検等に係る技術指導(かし保証検査等)	公益財団法人東京都環境整備公社
51	愛知県	2003	2006	豊田市	豊田市新清掃工場建設工事監理技術指導業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
52	宮城県	2005	2005	仙台市環境局長	仙台市松森工場改善策検証業務委託その1、その2	
53	和歌山県	2006	2009	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場建設工事に伴う技術指導委託業務	一般財団法人環境事業協会
54	熊本県	2005	2005	人吉球磨広域行政組合	ごみ焼却施設精密機能検査業務委託	公益財団法人東京都環境整備公社
55	沖縄県	2005	2006	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
56	広島県	2003	2018	呉市	クリーンセンターくれ維持管理技術指導業務	
57	長野県	2005	2005	南信州広域連合	樹林クリーンセンター定期補修工事等に係る技術指導業務	
58	石川県	2005	2005	小松市	(仮称)リサイクルセンター及び焼却施設建設工事発注仕様書作成に伴う技術指導業務	
59	沖縄県	2006		那覇市・南風原町環境施設事務組合 (継続)	維持管理に係る技術指導業務	
60	熊本県	2005		人吉球磨広域行政組合 (継続)	維持管理技術指導業務	
61	石川県	2006	2006	小松市	ごみ処理施設整備に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
62	新潟県	2006	2009	三条市	ごみ処理施設建設事業に伴う技術支援業務	
63	愛媛県	2006	2008	松山市	西クリーンセンター建替えに伴う建設運営事業計画の技術指導業務	
64	東京都	2006	2007	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備実施計画技術指導業務	
65	東京都	2006	2008	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備環境影響評価技術指導業務	
66	長野県	2007	2007	諏訪南行政組合	諏訪南行政組合灰溶融施設建設工事技術指導業務	
67	長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合新クリーンセンター建設工事に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
68	長野県	2007	2009	岳北広域行政組合	岳北広域行政組合一般廃棄物最終処分施設建設工事に伴う技術指導業務	NPO法人廃棄物政策フォーラム
69	高知県	2007	2008	高知中央西部焼却処理事務組合	高知中央西部焼却処理事務組合北原クリーンセンター大規模改造工事技術指導業務	一般財団法人環境事業協会
70	東京都	2007	2008	昭島市	(仮称)環境コミュニケーションセンター整備事業工事仕様書作成等技術支援業務	
71	石川県	2007	2008	小松市	熱回収施設見積仕様書作成に伴う技術指導業務	
72	神奈川県	2007	2010	川崎市	(仮称)リサイクルパークあさお整備事業ごみ焼却処理施設建設工事技術支援業務	
73	岡山県	2008	2018	津山市	施設建設運営事業施工監理・事後評価等技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
74	和歌山県	2008	2011	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本周辺広域ごみ処理場 運営管理委託事業に伴う技術指導委託業務	
75	沖縄県	2008		倉浜衛生施設組合 (継続)	維持管理に係る技術指導業務	
76	鹿児島県	2008	2012	大隈肝属広域事務組合	肝属地区清掃センター維持管理に係る技術指導業務	
77	東京都	2009	2012	ふじみ衛生組合	ふじみ新ごみ処理施設整備・運営事業支援業務	
78	石川県	2009	2009	小松市	リサイクルセンター環境担保期間満了検査及び熱回収施設発注仕様書作成に伴う技術指導業務	公益財団法人東京都環境整備公社
79	東京都	2009	2010	昭島市	昭島市環境コミュニケーションセンター整備事業技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
80	東京都	2009		武蔵野市 (継続)	施設運営管理モニタリング技術指導業務	
81	長野県	2009	2011	佐久市	一般廃棄物中間処理施設整備計画に係る技術指導業務	
82	宮崎県	2009	2014	都城市	クリーンセンター技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
83	新潟県	2010	2018	上越市	上越市廃棄物焼却処理施設整備に係る技術支援業務	
84	神奈川県	2010	2012	秦野市伊勢原市環境衛生組合	クリーンセンター建設工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
85	東京都	2010	2010	東村山市	東村山市ごみ焼却施設延命化改修工事技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
86	愛媛県	2010		今治市 (継続)	新ごみ処理施設整備に伴う設計施工監理に係る技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
87	鹿児島県	2010	2012	大隈肝属広域事務組合	肝属地区清掃センター運営管理に係る技術指導業務	
88	富山県	2010	2011	高岡地区広域圏事務組合	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	
89	新潟県	2010	2012	三条市	新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事プラント検査業務	
90	新潟県	2010		村上市 (継続)	新ごみ処理場運営に係る技術支援業務	
91	岐阜県	2010		飛騨市 (継続)	ごみ処理施設に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
92	埼玉県	2011	2016	ふじみ野市	広域ごみ処理施設事業管理・照査業務	公益財団法人東京都環境整備公社
93	東京都	2011	2013	西秋川衛生組合	西秋川衛生組合ごみ処理施設設計・建設事業に係る技術支援業務	公益財団法人東京都環境整備公社
94	青森県	2011	2011	黒石清掃施設組合	ごみ処理施設基幹的設備改良工事に係る発注支援業務	
95	埼玉県	2012	2018	飯能市	ごみ処理施設建設技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社

(公社)全国都市清掃会議技術指導業務実績

	都道府県名	開始 年度	完了 年度	団 体 名	指 導 相 談 内 容	協力機関
96	秋田県	2012		湯沢雄勝広域市町村圏組合 (継続)	クリーンセンター運営に係る技術支援業務	
97	沖縄県	2012	2012	浦添市	浦添市クリーンセンター基幹的改良工事技術指導業務	
98	長野県	2012	2013	岳北広域行政組合	環境担保期間満了検査技術指導業務	
99	山口県	2012		岩国市 (継続)	ごみ焼却施設整備運営事業に伴う技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
100	茨城県	2012	2015	江戸崎地方衛生土木組合	施設建設事業技術支援業務	
101	山梨県	2012	2016	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
102	千葉県	2013	2013	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設整備に伴う技術支援業務	
103	富城県	2013	2016	互理名取共立衛生処理事務組合	新ごみ処理施設建設工事に伴う技術支援業務委託	
104	神奈川県	2013	2013	厚木愛甲環境施設組合	最終処分場の処理設備・施設に係る実施設計業務委託仕様審査に係る支援業務	
105	長野県	2013	2015	湖周行政事務組合	諏訪湖周クリーンセンター整備事業技術支援	公益財団法人横浜市資源循環公社
106	石川県	2013	2016	小松市	熱回収施設整備事業に係る技術支援業務	
107	埼玉県	2013	2015	川越市	東清掃センターリサイクル施設改造工事に係る技術支援業務委託	
108	兵庫県	2013		姫路市 (継続)	市川美化センター長寿化事業に関する技術支援業務	一般財団法人環境事業協会
109	栃木県	2013	2013	小山広域保健衛生組合	廃棄物運搬処分業者選定制度に係る技術監査業務	
110	京都府	2013	2014	城南衛生管理組合	奥山排水処理施設復旧事業に係る技術支援業務	
111	鹿児島県	2014		北薩広域行政組合 (継続)	ごみ処理施設建設に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
112	栃木県	2014	2015	塩谷広域行政組合	ごみ処理施設整備及び運営事業者選定等技術支援業務	
113	茨城県	2014	2014	鹿嶋市	浄化槽汚泥等処理施設改良工事に係る技術支援業務	
114	京都府	2015	2018	城南衛生管理組合	折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る技術支援業務	
115	秋田県	2015		北秋田市 (継続)	エネルギー回収推進施設運営等に係る技術支援業務	
116	千葉県	2015	2015	成田市	成田富里いずみ清掃工場修繕報告書に係る技術支援業務	
117	千葉県	2015		四街道市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業技術支援業務	
118	香川県	2015	2016	高松市	焼却施設基幹的設備改良工事設計図書審査業務	一般財団法人環境事業協会
119	埼玉県	2016	2018	川口市	施設整備計画策定技術支援業務	
120	宮城県	2016		大崎広域広域行政事務組 (継続)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
121	福島県	2016	2018	須賀川地方保健環境組合	新ごみ処理施設建設運営事業に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
122	茨城県	2016		霞台厚生施設組合 (継続)	新広域ごみ処理施設整備運営事業に係る技術指導業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
124	東京都	2016		町田市 (継続)	熱回収施設等(仮称)設備運営事業に伴う施設整備技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
125	鳥根県	2016		出雲市 (継続)	可燃ごみ処理施設整備に係る技術支援業務	
126	沖縄県	2016		比謝川行政事務組合 (継続)	基幹的設備改造工事に係る技術支援業務	株式会社福岡クリーンエナジー
127	愛知県	2016		西知多医療厚生組合 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務	
128	岩手県	2016	2016	奥州金ヶ崎行政事務組合	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
129	埼玉県	2016	2016	川越市	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
130	栃木県	2016		塩谷広域行政組合 (継続)	次期廃棄物処理施設整備に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
131	茨城県	2017		江戸崎地方衛生土木組合 (継続)	廃棄物処理施設建設事業技術支援業務	
132	青森県	2017		三沢市 (継続)	ごみ処理施設整備・運営事業に係る技術支援業務	
133	栃木県	2017		南那須地区広域行政事務組合(継続)	ごみ処理施設定期改修工事・尿処理施設定期改修工事に係る技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
134	石川県	2017	2018	小松加賀環境衛生事務組合	衛生センター施設整備事業技術支援業務	
135	沖縄県	2018		浦添市 (継続)	新一般廃棄物処理施設整備基本計画策定技術支援業務	
136	愛知県	2018	2018	尾張北部環境組合	廃棄物処理施設技術支援業務	
137	岩手県	2018	2018	二戸地区広域行政事務組合	基幹的設備改良工事に係る技術支援業務	株式会社仙台市環境整備公社
138	埼玉県	2018		川越市 (継続)	大規模改修工事に係る技術支援業務	
139	北海道	2019		西いぶり広域連合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
140	茨城県	2019		鹿島地方事務組合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	
141	静岡県	2019		伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	公益財団法人横浜市資源循環公社
142	茨城県	2019		北茨城市 (新規)	廃棄物処理施設建設工事技術支援業務	

令和元年 11月8日

令和元年度「予備費」の使用について

【環境省分】

○令和元年に発生した台風第15号、第19号等に係る災害廃棄物処理事業

令和元年に発生した台風第15号、第19号等により大量の災害廃棄物が発生していることを踏まえ、特に緊急的な財政支援が必要と考えられる地方公共団体に対し、災害廃棄物処理事業費補助金による支援を実施。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 関山、後賀田、幡豆

TEL 03-5521-8337 (直通)

FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-shisetsu@env.go.jp

令和元年に発生した台風第15号、第19号等に係る災害廃棄物処理事業費補助金



環境省

【令和元年度予備費使用額 17,381百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

令和元年に発生した台風第15号、第19号等の災害により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

(1) ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

(2) し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集・運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 市町村
- 実施期間 令和元年度

4. 補助対象



① 片付けごみの収集・運搬及び処分



② 損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③ 仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分

令和元年度補正予算 について

環 境 省

1. 「気候変動×防災」

～気候変動の緩和（排出削減）と気候変動への適応（被害軽減）の両面作戦の展開～

（1）自律分散型エネルギーによる災害に強い地域社会づくり

①公共性の高い業務用施設の ZEB 強靱化支援（激甚化する災害に対応した災害時活動拠点施設等の強靱化促進事業） 10 億円

災害対応の観点から、停電時にも必要なエネルギーを供給できる機能を強化した ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に特化した支援メニューを公共性の高い業務用施設（地方自治体庁舎、学校等）向けに新たに創設する。さらに、これらの建築物に CLT 等の新たな部材の活用も促進しながら、激甚化する災害等気候変動への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

（参考）株式会社アリガプランニングの事例

- ・H30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトにおいて、「ZEB」を達成した北海道札幌市の（株）アリガプランニングの社屋では、地震発生直後から企業が自主的に導入した太陽光発電・蓄電池を活用し、震災翌日から周囲の建物に先駆けて必要な電気を使用できた。

②激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業

6 億円

台風等の大規模災害による停電発生時にも面的にエネルギー供給が可能な地域づくりを進めるため、再生可能エネルギー設備、蓄電池や自営線を組み合わせた電力供給システム等の支援を行う。

（参考）むつざわスマートウェルネスタウンの事例

- ・千葉県長生郡睦沢町に位置する「むつざわスマートウェルネスタウン」においては、町と地元企業等が設立した地域新電力がエネルギー供給を行っており、台風第 15 号の影響で町内全域停電中に防災拠点や周辺の町営住宅団地に電力供給を実施

③「自然公園施設等×防災拠点×RE100」（自然公園施設整備事業等）

64 億円の内数

自然公園施設等の整備に当たって、今後は、防災機能強化の観点も含めて施設整備（一時避難所等として活用するための再エネ・蓄電池の整備等）や RE100 を推進する。

（具体的取組例）

- ・自然公園施設等への蓄電池の設置、RE100（再生可能エネルギー100%）の推進
- ・ソーラー外灯等の更新に併せて、災害時に電源の活用（スマホの充電等）ができるタイプへ変更

(2) 気候変動対応型環境インフラ整備

★ ①一般廃棄物処理施設の強靱化と災害時の拠点化の推進（一般廃棄物処理施設整備等事業） 483 億円

一般廃棄物処理施設の整備促進に当たって、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用を図る。

(参考)

- ・台風第 19 号の被害で長期間稼働を停止した一般廃棄物処理施設 4 施設
- ・一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却発電を利用した給電設備を設置している施設においては、災害等による停電時であっても、ごみ焼却ができるときは充電することが可能。

②災害対応の観点も含めた浄化槽整備の一層の加速化（浄化槽整備等事業） 10 億円

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行う。

(参考)

- ・浸水し水没した浄化槽は、土砂を引き抜き機材交換することで、早期復旧が可能。長期停電の場合も、最低限の処理（沈殿と消毒）は行われ衛生的な処理が可能
- ・今回の風水害においても避難所の浄化槽は稼働しており、トイレの利用が可能であった

(3) 災害廃棄物処理を次のステージへ

①災害等廃棄物の処理・廃棄物処理施設の復旧 535 億円

台風第 15 号・第 19 号等の自然災害により発生した廃棄物について年内を目処に生活圏内からの撤去を行い、その次のステージとして、被災家屋の解体、災害廃棄物の処理、被災した廃棄物処理施設の復旧の支援を行う。

(具体的な取組例)

- ・宅地内やまちなかの廃棄物、土砂の市区町村による一括撤去支援
- ・災害廃棄物の広域処理に関する調整・支援
- ・台風第 19 号等の半壊家屋の解体支援等による早期再建支援

2. 「気候変動×社会変革（ESG、SDGs、テクノロジー）」

（1）経済社会システムのイノベーション

- ①環境イノベーションを支える金融メカニズム（適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業） 1.2億円

民間不動産の浸水対策など気候変動への適応、革新的技術を普及させるビジネス等への資金供給のためのグリーンボンド／グリーンローンの発行等の支援を通じ、脱炭素社会・SDGs 実現に急務の ESG 金融を加速。

（参考）

- ・ グリーンボンド／グリーンローンとは、グリーンプロジェクトの資金を調達するために発行する債券や受ける融資
- ・ 国内企業等によるグリーンボンドの 2018 年における発行額は前年比で約 2.5 倍（約 5000 億円）

（2）ライフスタイルのイノベーション

- ①レジ袋有料化の前倒し実施を後押しする広報戦略の展開（レジ袋有料化に向けた理解促進事業） 4億円

レジ袋有料化の来年度早期の実施に向けて、全国のあらゆる小売事業者や消費者に対する様々な媒体を用いた周知広報を展開し、前倒しで有料化実施の準備を進めている事業者を後押しする。

（参考）「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」（令和元年 11 月 1 日中環審・産構審合同会議第 3 回資料）（抄）

（レジ袋有料化の）「実施に当たっては、システムの変更や買物袋の仕様変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、来年 7 月 1 日から一律に施行する。その上で、これに先立ち前倒しで準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨する。」

（3）技術のイノベーション

- ①世界を牽引するイノベーション確立のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業 3 億円

脱炭素社会の実現に向けて環境省が技術開発・実証を進めてきた GaN、CNF 等の革新的な新素材や部材の社会実装・普及展開の加速化を図る。市場のニーズに応える革新的な素材・部材を活用した製品を目に見える形で社会に展開していくことで、新たなマーケットを創出。

（参考）

- ・ GaN（窒化ガリウム）を用いた半導体は、従来の半導体の 6 倍以上高効率（ノーベル賞受賞者天野氏も参画）。あらゆる電気機器を抜本的に省エネ可能。

- ・ CNF（セルロースナノファイバー）は、植物由来で鉄の1／5の軽さで約5倍の強度を持つ革新的素材。金属、炭素繊維、プラスチック等に代替可能
- ・ GaN 及び CNF を搭載・活用した自動車を東京モーターショーで世界で初めて出展。

②脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 3億円

冷凍冷蔵物流における先進技術を活用した省エネ型自然冷媒機器の導入加速化を図り、競争力強化を通じた我が国メーカーによる地球規模での環境対策への貢献を後押しする。

（参考）

- ・ 業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使われているが、パリ協定の目標の達成に向けて今後大幅な排出削減が必要。
- ・ HCFC や HFC を代替する技術として、我が国が強みを有する省エネ型自然冷媒機器の技術があるものの、イニシャルコストが高いことから現時点で自律的導入には至っていない。

3. その他の主要事項

①気候変動の観測体制の強化（GOSAT シリーズによる地球環境観測事業）

53 億円

温室効果ガス観測技術衛星 3 号機（GOSAT-GW）の開発等を行い、地球全大気の温室効果ガス濃度の状況を継続して把握する体制を強化する。

②CSF対策の強化（指定管理鳥獣捕獲等事業費）

4億円

CSF ウイルスの拡散防止を図るため、同ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地域を中心にイノシシの捕獲強化等を図る。

③中間貯蔵施設の整備等

1,500億円

東日本大震災からの復興を加速化するため、中間貯蔵施設の整備等の推進を図る。

(参考) 令和元年度補正予算一覧

☆：エネ特、○：復興特

1. 気候変動対策

- ・激甚化する災害に対応した災害時活動拠点施設等の強靱化促進事業☆ 10億円
- ・激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業☆ 6億円
- ・世界を牽引するイノベーション確立のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業☆ 3億円
- ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業☆ 3億円
- ・GOSATシリーズによる地球環境観測事業 50億円
- ・GOSATシリーズによる地球環境観測事業（国立環境研究所施設整備費） 3億円

2. 東日本大震災からの復興・創生

- ・中間貯蔵施設の整備等○ 1,500億円
- ・循環型社会形成推進交付金（特定被災地方公共団体の廃棄物処理施設整備）○ 94億円

3. 循環型社会の形成・資源循環イノベーション

- ★ 一般廃棄物処理施設の強靱化と災害時の拠点化の推進（一般廃棄物処理施設整備等事業） 483億円
 - うち、循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分） 460億円
 - うち、大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業 13億円
 - うち、廃棄物処理施設を地域の防災・エネルギー拠点とするための施設整備事業☆ 10億円
- ・災害に強い浄化槽の整備等による防災対策の拡充 10億円
- ・浄化槽リノベーション推進事業費 0.7億円
- ・レジ袋有料化に向けた理解促進等事業 4億円
- ・PCB廃棄物処理施設整備事業 46億円
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金 449億円
- ・台風第15号及び第19号における災害廃棄物処理基金 7億円
- ・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 79億円

4. 生物多様性の保全と持続可能な利用

- ・自然公園等事業等 77億円
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業費 4億円
- ・沖合海底自然環境保全地域管理事業費 1.6億円

5. 環境リスクの管理

- ・子どもの健康と環境に関する全国調査の化学物質分析加速化事業 5億円
- ・大気環境監視システムの再構築等事業 1.6億円

6. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化

- ・適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業 1.2億円
- ・環境調査研修所施設整備費 0.9億円

合 計

2,839億円

一般廃棄物処理施設の強靱化と災害時の拠点化の推進（一般廃棄物処理施設整備等事業）



環境省

【令和元年度補正予算

48,320百万円】

一般廃棄物処理施設の整備促進に当たって、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用を図る。

循環型社会形成の推進

老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援するとともに、**耐水対策**に力点を置いた施設の整備・更新を行うことで、防災対策を強化。

※補正予算（案）：460億円

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害時において**廃棄物の受入対応**など地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備。

※補正予算（案）：13.2億円

地球温暖化対策の強化

廃棄物発電により生じた電力を利活用するための**充電設備**などの設置の支援を行い、災害対応機能を強化した「地域エネルギーセンター」を整備。

※補正予算（案）：10億円



- 廃棄物処理施設の整備を緊急に支援することで、災害時においても迅速な復旧・復興を可能にする。
- 廃棄物発電の有効活用により脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等「気候変動×防災」に資する。

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

台風19号等により廃棄物処理施設が被災し、災害廃棄物も含めた廃棄物が処理できずに、災害からの復旧に影響が出るとともに、住民の安心・安全な生活に支障をきたすという事態が発生したところ。こうした事態が起こらないよう、耐水対策にも力点を置いた廃棄物処理施設の整備・更新を行うことで、防災対策を強化する。

1. 事業目的

2. 事業内容

①市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである廃棄物処理施設の整備を支援する。

②耐水対策や災害対応拠点機能を強化した施設を整備すること
で防災機能の向上を図る。

③老朽化が進んだ施設の更新や施設の更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援する。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を補助する。

- ・基幹的設備改良事業
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 等

3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（補助率 1 / 3（一部 1 / 2））
■ 交付対象	市区町村等
■ 実施期間	令和元年度

4. 補助対象の例



「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



防水板を設置することで浸水を防止



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業



【令和元年度補正予算 1,320百万円】

環境省

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

- ①生活環境の保全と衛生が保たれるよう、大規模災害時において廃棄物の受入対応など地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を緊急支援する。
- ②災害時においても迅速な復旧・復興を可能にし、災害廃棄物処理体制を強化する。

2. 事業内容

台風19号等により廃棄物処理施設が被災し生活ごみ等の処理が滞った事態を受け、大規模災害時において廃棄物の受入対応など地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を緊急に支援することで、災害時においても迅速な復旧・復興を可能にする。

<交付対象事業>

- ・災害廃棄物処理計画策定支援事業
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ・最終処分場
- ・基幹的設備改良事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／3（一部1／2））
- 交付先 市区町村等
- 実施期間 令和元年度



災害廃棄物の大量発生



地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援

交付金

環境省

市町村等

地域の防災拠点となる自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

大規模自然災害に対する備えとして、廃棄物発電により生じた電力を活用するための充電設備などの設置の支援を行う。

2. 事業内容

台風19号等により長期にわたる停電が発生するなど、エネルギーの安定的な供給が担保できない状況が発生したことを踏まえ、大規模自然災害に対する備えとして、廃棄物発電により生じた電力を活用するための充電設備などの設置の支援を行い、災害対応機能を強化した「地域エネルギーセンター」を整備する。

具体的に、以下の事業の一部を補助する。

(1)補助金「施設整備」

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ・廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用

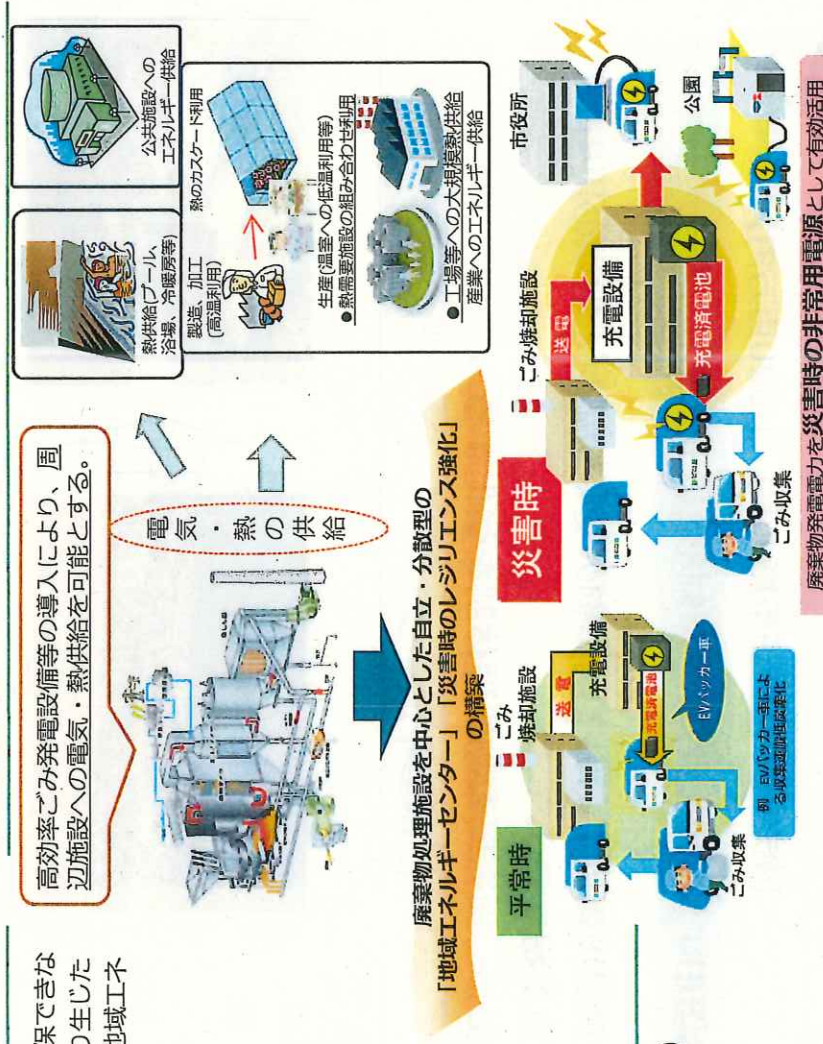
(2) 補助金「レジリエンス拠点整備」

- ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備：2/3補助
(災害時の非常用電源となるEV/パッカー車：差額の2/3補助、蓄電池：2/3補助)
- ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を活用するための設備：2/3補助

3. 事業スキーム

- 事業形態
- 補助対象
- 実施期間
- 間接補助事業（補助率2/3、1/2、1/3、定額）
- 民間事業者・市町村等
- 令和元年度

4. 業種別





一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

東日本大震災により被災した市町村においては膨大な災害廃棄物等を短時間で処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかったこと等から、更新を含めた処理体制の再構築の加速化を図る。

1. 事業目的

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金による補助が不可欠である。一刻も早い施設整備事業の完了を目指し、東日本大震災からの復興の加速化を図る。

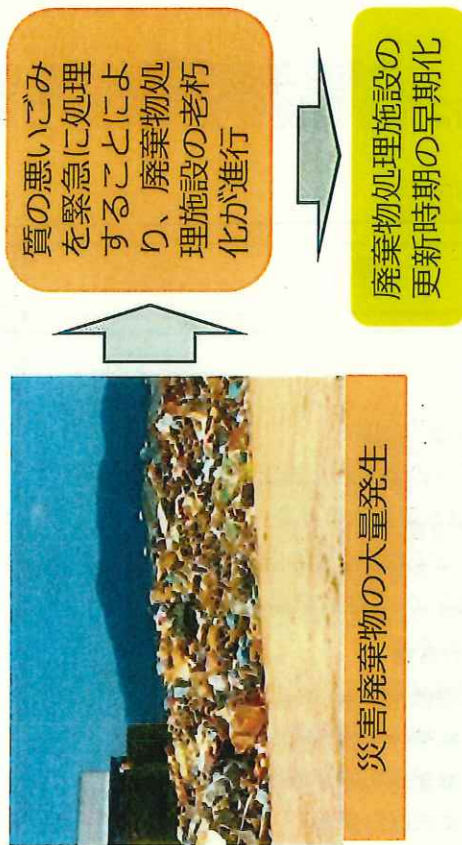
具体的には、以下の施設整備事業の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）
- ・最終処分場 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1／3（一部1／2））
- 交付対象 市区町村等
- 実施期間 令和元年度

4. 事業イメージ



※特定被災地方公共団体であり、災害廃棄物を処理した市町村等が対象

令和2年度環境省予算事項別表 (抜粋)

一般会計

注記：() 内数字が交付金部分

(単位:千円)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算	対前年度比較 増△減額
(項) 廃棄物・リサイクル対策推進費	10,778,370	11,585,117	806,747
廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	10,778,370	11,585,117	806,747
・アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金	64,350	94,350	30,000
・容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	214,973	194,479	△20,494
・リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	261,777	274,579	12,802
・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	93,123	123,464	30,341
・循環経済構築力強化プログラム事業	24,479	60,000	35,521
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業	2,931,433	(2,590,000) 3,564,130	632,697
・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務	100,000	80,000	△20,000
・地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進事業	22,273	22,273	0
・(新)バイオマスプラスチック利活用検討業務	0	7,992	7,992
・(新)リチウムイオン電池等処理困難物対策検討業務	0	12,000	12,000
・(新)浄化槽リノベーション推進事業費	0	10,000	10,000
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業	120,410	342,410	222,000
・PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費	4,200,000	3,500,000	△700,000
(項) 廃棄物処理施設整備費	44,212,318	41,965,318	△2,247,000
廃棄物処理施設整備に必要な経費	44,212,318	41,965,318	△2,247,000
・PCB廃棄物処理施設整備事業	1,400,000	1,450,000	50,000
・循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	32,960,000	30,609,000	△2,351,000
・循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)	9,577,000	9,612,986	35,986
(項) 生物多様性保全等推進費	6,057,713	8,492,719	2,435,006
生物多様性の保全等の推進に必要な経費	6,057,713	8,492,719	2,435,006
・国連大学拠出金 (SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ実施事業)	144,625	144,625	0
・自然環境保全基礎調査費	54,681	68,697	14,016
・生物多様性国家戦略推進費	36,238	44,568	8,330
・ポスト2020目標検討等調査費	44,193	49,874	5,681
・里地里山及び湿地における絶滅危惧種分布重要地域抽出調査費	33,133	25,374	△7,759
・沖合海底自然環境保全地域管理事業費	40,044	40,044	0
・ポスト2020目標に向けた民間取組を活用した新たな自然環境保護のあり方の検討費	0	20,650	20,650
・国際希少野生動植物種流通管理対策費	32,476	50,456	17,980
・生物多様性保全推進支援事業	136,493	136,493	0
・日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費	436,895	450,000	13,105
・国立公園満喫プロジェクト推進事業	512,150	540,000	27,850
・温泉の保護及び安全・適正利用推進費	23,243	25,237	1,994
・動物適正飼養推進・基盤強化事業	140,290	161,503	21,213
・愛玩動物看護師制度構築検討調査費	0	13,504	13,504

令和2年度環境省予算 事項別表(エネルギー対策特別会計)

(抜粋)

(単位:千円)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算	対前年度比較 増△減額
エネルギー対策特別会計	170,593,778	174,832,384	4,238,606
エネルギー需給勘定	170,177,335	174,450,000	4,272,665
(項)エネルギー需給構造高度化対策費	169,788,097	174,020,036	4,231,939
温暖化対策に必要な経費	169,788,097	174,020,036	4,231,939
1.「気候変動×防災」 (脱炭素でレジリエントかつ快適な地域とくらしの創造)	103,934,151	109,877,992	5,943,841
(1)脱炭素でレジリエントかつ快適な地域づくり	69,374,279	76,641,906	7,267,627
・地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	3,400,000	11,600,000	8,200,000
・地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	0	4,000,000	4,000,000
・脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 (一部総務省、経済産業省、国土交通省連携事業)	6,000,000	8,000,000	2,000,000
・配送拠点等エネルギーステーション化による地域貢献型脱炭素物流等構築事業 (一部経済産業省連携事業)	0	1,000,000	1,000,000
・廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	25,950,000	25,950,000	0
・中小廃棄物処理施設における先導的廃棄物処理システム化等評価・検証事業	750,000	650,000	△100,000
・廃棄物処理システムにおけるエネルギー利活用・脱炭素化対策支援事業	300,000	300,000	0
・省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業	3,330,000	4,320,000	990,000
・廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業	0	1,950,000	1,950,000
・脱炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業	400,000	400,000	0
・再エネ等を活用した水素社会推進事業	3,480,000	3,580,000	100,000
・水素を活用した社会基盤構築事業	600,000	3,000,000	2,400,000
・廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業 (一部農林水産省連携事業)	1,600,000	1,281,000	△319,000
・環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業	744,279	739,139	△5,140
・風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業	400,000	330,000	△70,000
・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (一部経済産業省連携事業)	5,000,000	3,925,901	△1,074,099
・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	5,200,000	4,715,866	△484,134
・民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業 (経済産業省連携事業)	2,100,000	300,000	△1,800,000
・木材利用による業務用施設の断熱性能効果検証事業 (農林水産省連携事業)	1,200,000	600,000	△600,000

令和2年度環境省予算 事項別表

東日本大震災復興特別会計

(単位:千円)

事 項	令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算	対前年度比較 増△減額
(所管)復興庁	555,961,475	678,176,245	122,214,770
(組織)復興庁	555,961,475	678,176,245	122,214,770
(項)環境省共通費	7,186,554	7,022,580	△163,974
環境省一般行政に必要な経費	7,186,554	7,022,580	△163,974
(項)環境保全復興政策費	304,080,800	230,694,311	△73,386,489
大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	509,448	492,495	△16,953
廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	89,160,572	75,523,655	△13,636,917
・特定復興再生拠点整備事業	86,941,472	67,277,578	△19,663,894
生物多様性の保全等の推進に必要な経費	418,497	418,401	△96
・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業	418,497	418,401	△96
放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費	213,992,283	154,259,760	△59,732,523
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	94,161,963	96,211,602	2,049,639
・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	118,685,663	56,614,215	△62,071,448
・中間貯蔵施設の整備等	1,144,657	1,433,943	289,286
(項)環境保全復興事業費	218,203,121	410,768,354	192,565,233
放射性物質による環境の汚染への対処に必要な経費	218,203,121	410,768,354	192,565,233
・放射性物質汚染廃棄物処理事業	11,220,772	9,712,667	△1,508,105
・中間貯蔵施設の整備等	206,982,349	401,055,687	194,073,338
(項)東日本大震災復興自然公園等事業工事諸費	57,535	11,068	△46,467
東日本大震災復興に係る自然公園等事業工事諸費に必要な経費	57,535	11,068	△46,467
・三陸復興国立公園等復興事業	57,535	11,068	△46,467
(項)東日本大震災復興事業費	26,433,465	29,679,932	3,246,467
廃棄物処理施設整備に必要な経費	25,552,000	29,454,000	3,902,000
自然公園等事業に必要な経費	881,465	225,932	△655,533
・三陸復興国立公園等復興事業	881,465	225,932	△655,533

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時の廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

1. 事業目的

2. 事業内容

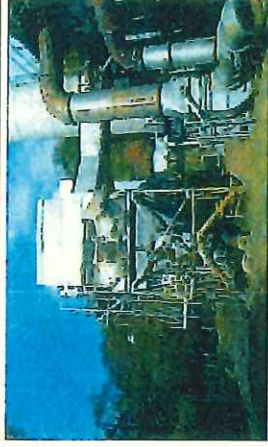
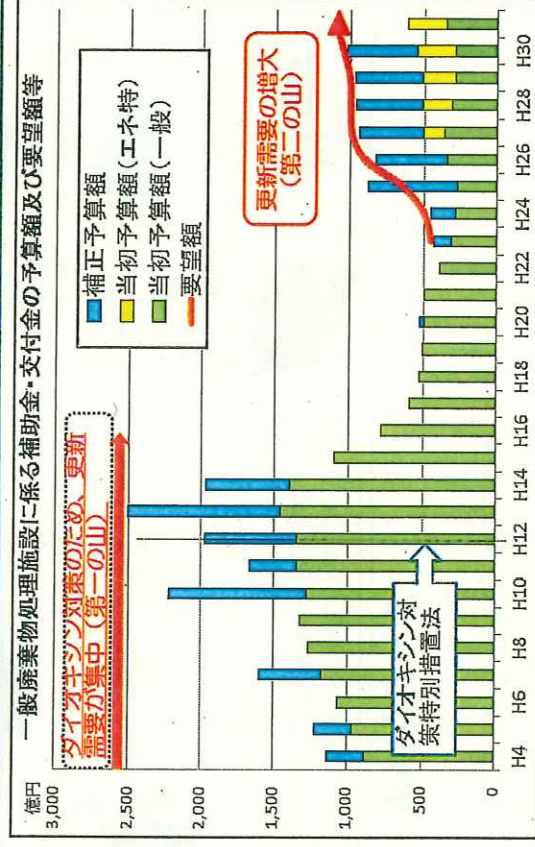
市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- 55. エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
 - ・ 最終処分場
 - ・ マテリアルリサイクル推進施設
 - ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
 - ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 市区町村等、民間事業者
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



老朽化して休止した
廃棄物処理施設

① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化の取組を支援する。

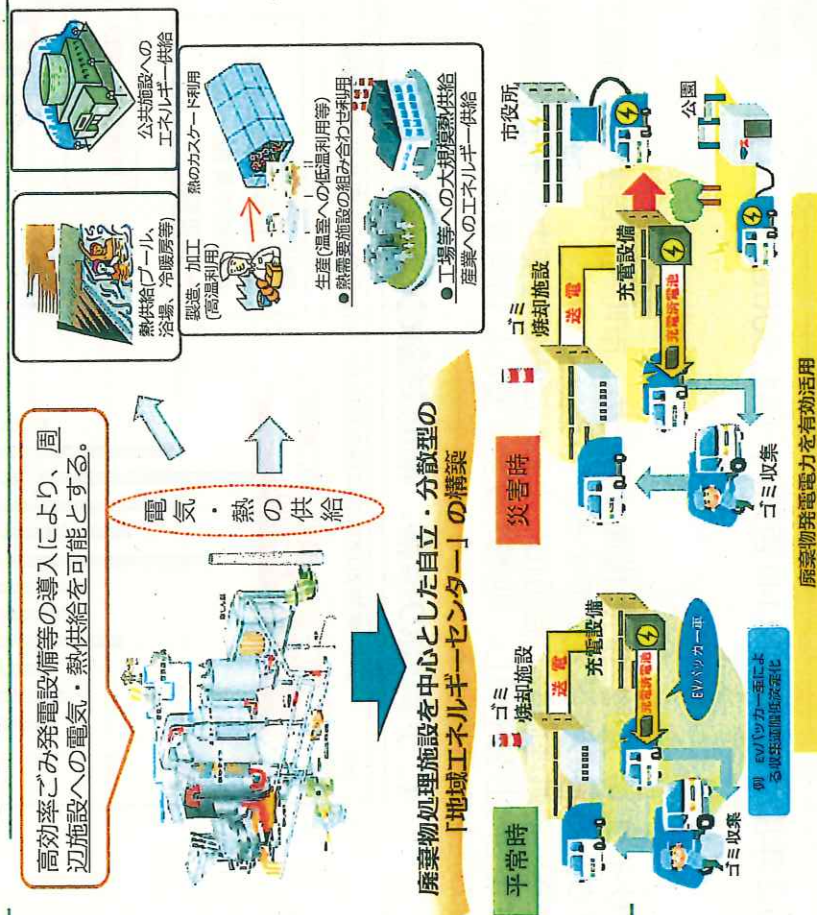
2. 事業内容

(1) 交付金

- ・新設（工ネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
 - ・改良（工ネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアリサイクル推進施設）：1/2交付
 - ・計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）：1/3交付
- 2）補助金
- ・新設（工ネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
 - ・改良（工ネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
 - ・電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を活用するための設備：1/2補助
（EV/パッカー車は差額の2/3補助）
 - ・熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を活用するための設備：1/2補助
- 廃棄物焼却施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

- 事業形態 交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、定額）
- 対象 市町村等・民間事業者
- 実施期間 平成27年度～

シスター・マリア・マリア・マリア



プラスチック資源循環戦略（概要）

背景

令和元年5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	▶ プラスチック資源の分りやすい効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを約**200万トン**導入

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指す

- ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
- ▶ 海岸漂着物等の回収処理
- ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
- ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラップ製品のマイクロビーズ削減徹底等)
- ▶ 代替イノベーションの推進

- ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
- ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

- ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）
- ▶ 資源循環関連産業の振興
- ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費）
- ▶ 海外展開基盤

見込効果

- ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、**経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展**に貢献
- ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

環境省令第1812271号
平成30年12月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年12月18日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）については、以前から、エアゾール製品等業界によりガス抜き作業が実施された製品等への軽微な修理が進められており、平成29年度において、小型品など装着の必要のない一部製品を除いたガス抜き作業の装着率は約99%、カセットこんろのヒートパネルの化は100%となっている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対して、エアゾール製品等をごみとして排出する際にはガス抜き作業を利用し、充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきたところであるが、上記のような事故が発生していることを踏まえ、改めて、下記のとおり廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

また、ごみ収集車や破砕施設での事故防止等の観点から、住民に対して廃エアゾール製品等の排出時の穴開けを指導している市区町村があるが、充填物の残ったエアゾール製品等に不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。このため、廃エアゾール製品等の穴開けについては、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」（平成27年6月25日付け事務連絡）等において、排出する際に穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところであるが、平成28年時点で穴開けを不要としている市区町村の割合は27%にとどまっている。一方、例えば、東京消防庁によると、同庁管内において平成20年から平成29年までの10年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が260件発生しているなど、依然として排出時の穴開けが原因の火災が発生している状況である。このことを踏まえ、下記対策を速やかに講じるよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

本件については、消防庁においても消防本部等に対して「札幌市爆発火災を踏まえ

た廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」（平成30年12月27日事務連絡）により火災防止について連絡しているので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて

エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜き作業がある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜き作業を使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要である。市区町村におかれては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底されたい。

なお、一般社団法人日本エアゾール協会のホームページ（<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>）においてエアゾール製品等の適切な取り扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広範囲リーフレットやDVDの提供、消費者相談への講師派遣等による周知への協力が可能とのことであり、今後も廃エアゾール製品等の適正処理に向けて連携していくこととしていくので申し添える。

2. 廃エアゾール製品等の穴開けについて

上記のとおり、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。

なお、環境省において、今後、市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法についての調査及び情報提供を行う予定であることを申し添える。

事務連絡
平成27年6月25日

各都道府県
廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

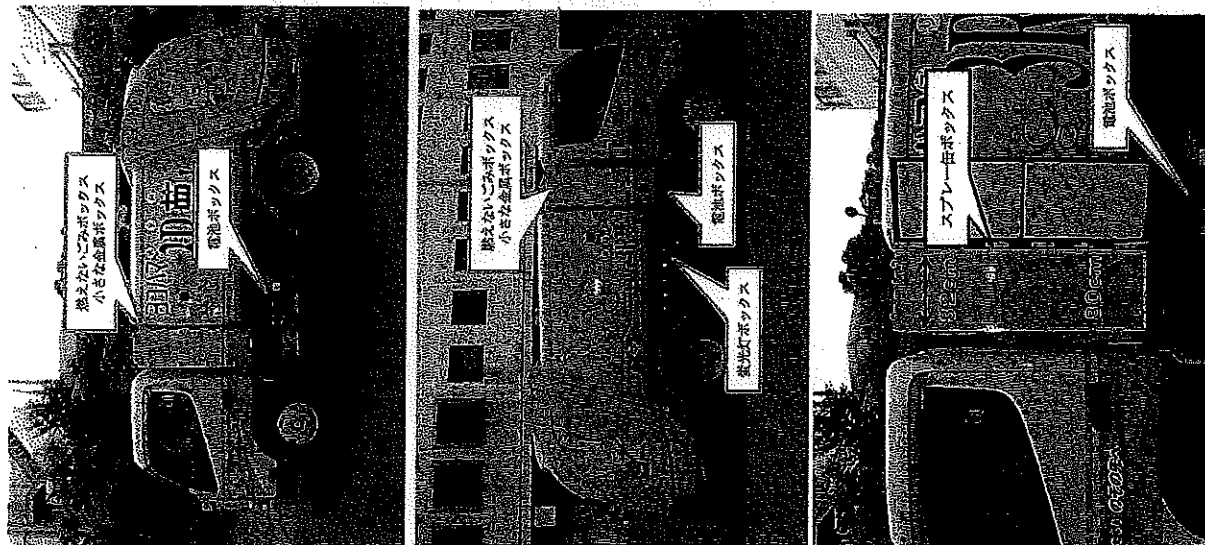
適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について

日頃から廃棄物行政の推進につきましてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

環境省では、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管部局長会議等において平成21年度より毎年、ごみ収集車両や破砕施設での事故防止の観点から住民にエアゾール缶やカセットボンベの穴開けを指導している自治体もあるが、充填物の残ったエアゾール缶やカセットボンベに不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれもあることから、これらを廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところである。

しかしながら昨今、廃棄する際のエアゾール缶やカセットボンベの穴開けが原因とみられる火災による死亡事故が繰り返り発生したことを踏まえ、改めて貴都道府県においては、管内市町村に対し、上記の考え方を周知し、地域の実情を踏まえつつ、積極的な対応をとるよう、周知・助言をお願いしたい。

なお、平ボディー車を使わず、パッカー車を安価に改良することで穴開け不要の分別回収を可能としている事例もあるので参考にされたい。



写真提供：横浜市

環境規程第1812273号
平成30年12月27日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

本年12月16日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発・火災事故が発生したことに關して、事故の原因については調査が進められているが、スプレー缶の処理に係る行為が原因となり事故が発生した可能性があるところである。

各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）に対しては、これまでも、平成9年12月16日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について」（別紙）にてエアゾール製品処理対策協議会においてとりまとめた「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」の周知依頼及び適正処理確保の徹底を図っているところであるが、廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止に万全を期するため、都道府県等においては、別紙の内容について排出事業者及び処理業者に対し改めて周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるよう改めてお願いする。周知等に当たっては、近年はエアゾール製品にガス抜きキャップ等が装着されているものもあり、この点も考慮の上で行われない。

また、本件については公益財団法人全国産業資源循環連合会に対しても、関係者に周知するよう依頼している。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

衛生第67号
平成9年12月16日

各都道府県・政令市
産業廃棄物主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

産業廃棄物の適正処理の推進については、かねてより御高配を願っているところである。

さて、本年5月以降、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品の処理に伴い放出された可燃性ガスが原因と思われる爆発及び火災事故が相次いで発生したところである。原因究明は消防当局等が中心となり進められているところであるが、この度、（社）日本エアゾール協会等関係十団体からなる「エアゾール製品処理対策協議会」が、今後の類似事故の発生を防止するための留意事項について、別添のとり「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」として取りまとめたので、参考にとされたく送付する。各都道府県及び政令市においては、その内容について排出事業者及び処理業者に対し周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるようお願いする。

なお、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品を破砕し、充てんされているガスを放出させる作業は産業廃棄物の中間処理に該当することに留意されたい。

事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針

平成9年11月20日

エアゾール製品処理対策協議会

はじめに

本指針は、消費者の手に届かず処理せざるを得ない製品を産業処理する場合に適用します。

これらの産業処理しなければならぬ製品は、内容物が入っているもので、一般的には容器を破し、内容物を取り除き、容器はスクラップ材、内容物は廃液として、それぞれリサイクル又は産業廃棄物として処理されます。

この処理において注意しなければならないことは、家庭で使われる場合とは異なり、内容物の入っているものが一度にしかも大量に処理されることです。この場合、安全なエアゾール製品も、不適切な取扱いによってはきわめて危険なものに変わります。放出されるLPGガス等の可燃性ガスと内容物による引火、火災、爆発の危険の可能性が予測されます。

産業廃棄物に伴う多くの危害を回避するためには、エアゾール製品の特徴をよく理解し、適切に設計された設備で処理を行わなければなりません。

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責務（第3条第1項）及び事業者の処理（第12条）が規定されており、また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合の基準（第12条第3項）及び違反した場合の罰則（第25条）が規定されています。

したがって、これらの諸規定を十分に認識するとともに、エアゾール製品を大量に廃棄処理する場合に安全を確保するために事業者において考慮すべき事項を掲げて、当該処理に係る適切な処理及び事故の防止を図るための指針とします。

Ⅰ. 事業者自ら産業処理を行う場合の留意事項

- (1) エアゾール製品の産業処理は、着火源となる火気や静電気の発生を防止するために、以下の条件を備えたエアゾール製品の廃棄のための処理施設で行わなければならない。

ア 破砕機等の電気を使用した設備が防爆構造となっていること。

イ 処理に使用する機械器具については、静電気が帯電して火花が発生しないように、接地その他静電気を確実に除去するための措置が講じられていること。

- (2) 処理するエアゾール製品から放出された可燃性ガスが爆発の危険がある濃度に達しないように以下の措置を講ずること。

ア 換気のよい場所を選ぶとともに、排出された可燃性ガスが滞留しないような換気設備を備えること。

イ ガス濃度検知器を備え、定期的に可燃性ガスの濃度を測定すること。

ウ 一度に多量にガスが排出しないように、あらかじめ時間当たりの処理量を定め、これを遵守すること。

- (3) 処理を行う場所では、火花若しくはアークを発生し、又は高温になって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならないこと。

(4) 処理を行う場所は、爆発等の災害が発生した場合を配慮して、長家その他の施設に對して安全な距離を保つこと。

(5) 内容物についても、引火性が高く可燃性を有するものが多いので、危険物に準じて取扱うこと。

(6) 処理責任者を定めて、常に監督を怠らないようにすること。

(7) 処理を行う場合、消防法、労働安全衛生法など他の関連法規の趣旨をよく理解し、安全作業に努めること。

Ⅱ. 廃棄を委託する場合の留意事項

エアゾール製品の産業処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、産業処理の最終責任が委託者にあることを自覚し、産業廃棄物処理業者において処理作業が安全に行われることを確保するために、次の手続きを行うこと。

(1) 処理業者に、下記に記述してある事項及び委託するエアゾール製品の性状についての必要な情報を提供し安全な取り扱いについて十分な情報を提供すること。

【産業処理時に考慮すべき事項】

- ① エアゾール製品は可燃性のガスが使用されていることが予想されること。
- ② 可燃性液化ガスは、気化して多量の可燃性蒸気を発生すること。
- ③ 液化ガスの蒸気は、通常空気より重く、容易に大気中に拡散せず、特に懸濁等に滞留する可能性が高いこと。
- ④ 放出された内容物も、可燃性のものが多く、また、少量の液化ガスが潜匿していること。

(2) 事業者は実際に処理業者の現場を確認し、上記「Ⅰ. 事業者自ら産業処理を行う場合の留意事項」に掲げる措置が採られており、エアゾール製品を安全に処理できることを自ら確認すること。

(3) 処理終了後は、委託した製品が確実に処理されたこと、処理後の廃液等が法に準拠して処分されたことを確認するとともに、処理完了報告書を受領しておくこと。

以上

エアゾール製品処理対策協議会
〒100 東京都千代田区有楽町1-7-1
有楽町電気ビル信託1359区
(社)日本エアゾール協会内
TEL: 03-3201-4047
FAX: 03-3215-4635

なお「エアゾール製品処理対策協議会」は、次の10団体で構成されています。

- ・生活害虫防除剤協議会
- ・日本エアゾール・ヘアーラッカー工業組合
- ・日本製薬団体連合会
- ・日本オートケミカル工業会
- ・社団法人 日本エアゾール協会
- ・日本化粧品工業連合会
- ・社団法人 日本塗料工業会
- ・日本殺虫剤工業会
- ・日本エアゾール容器協議会
- ・芳香消臭脱臭剤協議会

スプレー缶 (エアゾール缶)
ガゼットボンベは

必ず中身を

使い切りましょう!!



火災事故が多発しています!

中身の残ったスプレー缶、ガゼットボンベが
ごみに出されごみ収集車両や、ごみ処理施設で、
火災が発生しています。



スプレー缶の場合↓

正しいごみへの出し方 4step!

step 1

缶を手で握って
中身の有無を
確認してください。



step 2

「ジャカジャカ」
「チャブチャブ」
など音がしたら、
まだ中身が残っています。

必ず使い切り
ましょう。

step 3

音がしなくても、まだ中身やガスが
残っている場合があります。

「ガス抜きキャップ」で
出し切ってください。

※火災のない回収の正しい方法は、
「ガス抜きキャップ」がない場合は、
スプレー缶を押しつぶして出し切ってください。

step 4

地域の
ごみ出しルールを
守って出しましょう。



中身のガスを出し切るために、 ガス抜きキヤップを使いましょう！

スプレー缶にはガスを出し切るための
【ガス抜きキヤップ】が装着されています。

※商品によっては、
【ガス抜きキヤップ（中身排出機構）】
【ガス抜きキヤップ（残ガス排出用）】
【ガス抜きキヤップ（ボタン）】等の表記を行うものがあります。

▼但し、下記のスプレー缶（エアゾール缶）商品には、ガス抜きキヤップは付いていません。

【例】●炭酸ガス、窒素ガス等の不燃性ガス使用商品（商品の表示をご覧ください）

ガス抜きキヤップを使う時には…

中身を使い切ってから、

風通しが良く、火気のない屋外で、
風下に向けて、人などにかからないように

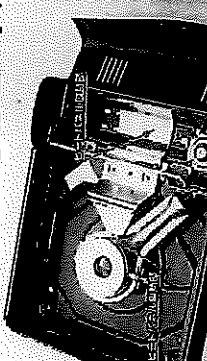
新聞紙などに吹き付けるなどをして、
周囲への飛散にご配慮ください。

※ガス抜きキヤップについてのお問い合わせは、
商品に記載の「お客様相談センター」にお尋ねください。



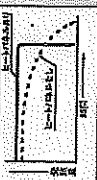
カセットボンベには、【ガス抜きキヤップ】は付いていません。

カセットこんろはヒートパネルを搭載しています。（2007年4月生産分より）



ヒートパネルとは？（容器加温装置）

カセットボンベを周囲に温める事で、最後まで強い火力を維持し、カセットボンベの中身のガスを最後まで使い切ることができます。



カセットボンベの側面についてのご質問は、
0120-14-9996 までお問い合わせください。

●エアゾール製品処理対策協議会

一般社団法人日本エアゾール協会（エアゾール製品処理対策協議会事務局 03-5207-9850）HP: <http://www.aiaj.or.jp/>
日本化粧品工業連合会 一般社団法人日本ガス溶融工業会 日本家庭用殺虫剤工業会 生活衛生防除剤協議会
社団法人緑の安全推進協会 日本エアゾール容器協議会 日本エアリアルヘルプアップ工業組合 社団法人日本塗料工業会
日本オートケミカル工業会 芳香消臭剤工業会 日本石鹸洗剤工業会 日本製薬団体連合会

●中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会

**小型充電式電池
リサイクルのご案内**



自治体の皆様へ

一般廃棄物広域認定
回収拠点登録のお願い

ご協力
おねがい
します!



ニカドくん



ニッケルちゃん



リチウムイオンくん



捨てないで! このマークの小型充電式電池は
機器から取り外してリサイクル

一般廃棄物広域認定平成30年第4号、産業廃棄物広域認定第39号取得

小型充電式電池リサイクル

一般社団法人 **JBRC**

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館
TEL: 03-6403-5673 FAX: 03-6403-5683

■一般社団法人JBRCは小型充電式電池の回収・再資源化を推進しています。

JBRCは「資源有効利用促進法」に基づいて、一般消費者が廃棄される使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を推進すべく、消費者へのPR活動、運搬・再資源化業者の充実など、継続的であり良いリサイクルシステムの構築に向けて積極的な活動を展開しています。その一環として、これまでの小型充電式電池の産業廃棄物広域認定(第39号)に加えて、一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)を取得して、2018年10月より一般廃棄物の小型充電式電池の回収・再資源化を開始いたしました。

■小型充電式電池は様々な製品に使用されています。

小型充電式電池は充電して繰り返し使える電池で、通信機器・AV機器・日用家電製品等様々な製品に使用されています。いろいろな種類があり、乾電池に似た形のもの、1個または複数の電池をプラスチックケースに入れた電池パックなど、形状もいろいろです。小型充電式電池の見分け方は「資源有効利用促進法」によって小型充電式電池に表示が義務付けられたリサイクルマーク(スリーアローマーク)や電池種類の文字表示が目印になります。*電池寸法によっては、除外される場合があります。

通信機器 ハンディGPS コードレス電話機 トランシーバー * 	AV機器 ビデオカメラ デジタルカメラ ワイヤレスヘッドホン ポータブルカーナビゲーション ヘッドホンステレオ(テープ式、CD、MD、MP3再生式) *
OA機器 PDA ノートパソコン ファクシミリ モバイルバッテリー 電子辞書 ハンディターミナル * 	日用品他 ハンディクリーナー plug-inソケット ワイヤレスTVモニター 携帯ゲーム機 電動歯ブラシ シェーバー 電動ドライバー 電動アシスト自転車 *
防災設備・機器 懐中電灯 非常灯 自動火災検知器 非破壊検知機 * 	防災設備・機器等の小型充電式電池は一般のリサイクル協力店では回収していません。 携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とする小型充電式電池が組み込まれたポータブル蓄電装置(モバイルバッテリー)は本体回収になりますので、分解しないでください。

*使用されている小型充電式電池

「小型充電式電池」を機器から取り外してください!

「小型充電式電池」はリサイクルマークが目印です



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル水素電池

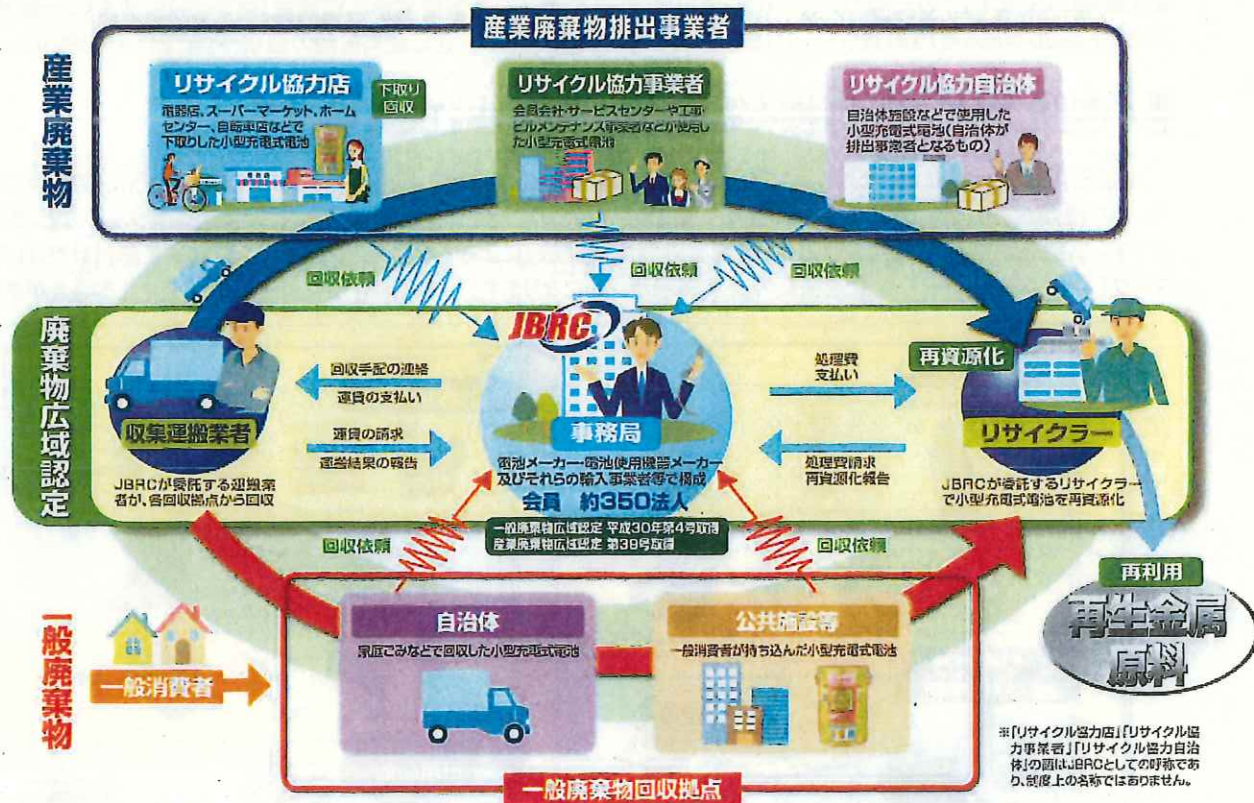


Li-ion
リチウムイオン電池

■ 小型充電式電池回収システム

産業廃棄物と一般廃棄物は区別して、回収・再資源化を実施しています。

一般消費者からの回収は、①電器店・ホームセンターなどのリサイクル協力店による下取り回収(産業廃棄物)と②自治体による回収、公共施設等へお持ちいただく回収(一般廃棄物回収)の2通りがあります。



■ 再資源化工程

回収された小型充電式電池はリサイクラーの様々な工程を経て、ニッケル・鉄・カドミウム・コバルトなどの資源に再び生まれ変わり、資源を有効に再利用することができます。



一般廃棄物広域認定により、一般消費者の回収窓口拡大、利便性向上へ！ 回収拠点としてご協力願います。

これまで一般消費者からは、小型充電式電池を販売する電器店・ホームセンター等で下取りした産業廃棄物として回収してまいりましたが、一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)取得により、認定を受けた回収拠点から一般廃棄物として回収できるようになりました。是非、消費者の排出利便性向上の観点などから、自治体の施設においても小型充電式電池の回収をさせていただきたく、**自治体での回収拠点登録にご協力をお願いいたします。**具体的手続きに関してはホームページ(<http://www.jbrc.com>)にてご確認ください。ご不明な点はお問合せください。TEL: 03-6403-5673 E-mail: general-info@jbrc.com

一般廃棄物の「回収拠点」としてご登録申請いただく際の

承諾事項書

20181001 版

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、一般廃棄物としての使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を促進する一般社団法人JBRC(以下、「JBRC」という。)の活動趣旨に賛同し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。))に基づく一般廃棄物広域認定(平成30年第4号)の回収拠点として登録するにあたって、以下の内容を確認・承諾し、「回収拠点場所リスト」及び「回収拠点登録申請書」のJBRCへの提出をもって、JBRCの回収拠点(以下、「回収拠点」という。))として登録することに同意します。

1. 法令の遵守: 回収拠点及びJBRCは廃棄物処理法及びその他関連法令等を遵守する。
2. 回収対象電池: JBRC会員が国内で販売し、一般廃棄物となった下記の電池。
●ニカド電池 ●ニッケル水素電池 ●リチウムイオン電池 ●モバイルバッテリー(機器本体)
3. 運搬会社
佐川急便株式会社(本社:京都市京都市南区上鳥羽角田町68) 日本通運株式会社(本社:東京都港区東新橋1-9-3)
日本貨物鉄道株式会社(本社:東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8) 西濃運輸株式会社(本社:岐阜県大垣市田口町1)
4. 再資源化処理会社
日本磁力選鉱株式会社(本社:福岡県北九州市小倉北区馬場3-6-42)
[搬入・処理]ひびき工場(福岡県北九州市若松区響町1-79-1)
共栄製鋼株式会社(本社:大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16)
[搬入・処理]山口事業所(山口県山陽小野田市大字小野田6289-18)
5. 回収単位: JBRCが送付したペール缶(10kg~20kg)単位、または、JBRCが送付したリサイクルBOX缶(満杯)単位とする。
なお、ペール缶、リサイクルBOX缶はJBRCにWebまたは電話で依頼を行う。
6. 費用単位: 本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用及び回収に使用するペール缶・リサイクルBOX缶費用及び運送費用は、原則としてJBRCが負担する。
7. 回収手順
 - (1)回収拠点は、回収対象電池が10kg以上貯まった場合、又はリサイクルBOX缶が満杯になった場合、次の各事項を遵守して、梱包を行う。
 - ①回収を依頼する電池が回収対象電池のみであることを確認する。
 - ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。
 - ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 - ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 - ・リード線や金属端子は、絶縁用ビニルテープ等で必ず絶縁する。なお、リード線は1本ずつ絶縁する。
 - ・雨水にさらされたり、水で濡れている電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
 - ③回収対象電池をJBRCが供給した(ペール缶10kg~20kg)または、リサイクルBOX缶(満杯)に梱包を行う。いずれの場合も種類分けは不要とする。なお、ペール缶・リサイクルBOX缶での梱包は、ポリ袋に電池を入れポリ袋内で電池が動かないように開口部をテープで止めて梱包する。
 - (2)回収拠点は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCのWebサイト又は電話により、回収対象電池の種類、荷姿、梱包数を特定して、JBRCに回収依頼を行う。なお、万一回収拠点にて回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCに届ける。
 - (3)JBRCは、回収依頼を受付けた梱包荷物について、上記(1)が遵守されていない状況が確認された場合は、回収拠点登録を一時停止、または回収拠点登録の取消を行う場合がある。
 - (4)JBRCは、回収依頼受付後、運搬会社に依頼し、回収依頼荷物を引取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化を実施する。
 - (5)JBRCは、再資源化処理会社に検収した小型充電式電池の種類と回収重量(処理重量)を、Webサイトに掲載する。
8. 回収拠点が再資源化処理会社に回収対象電池その他の荷物を直接送付した場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、すべての費用は回収拠点が負担する。
9. 回収拠点が小型充電式電池でないものを大量に含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは、小型充電式電池でないものを運搬は回収拠点負担で、回収拠点に返送することができる。
10. 回収対象電池の所有権は、運搬会社に引渡した時点で回収拠点からJBRCに移転するものとする。
11. 回収拠点が登録を取消したい場合は、JBRCに「回収拠点登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受付をもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
12. JBRCは、回収拠点に反社会的勢力との関与等の法令違反が認められた場合や、本承諾事項書に違反する行為が認められた場合には、回収拠点の登録の取消を行うことがある。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行なった回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
13. JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCのWebサイトに掲載して公告するか回収拠点に通知する。
14. 回収拠点は、回収拠点名、回収拠点責任者名、回収拠点住所及び「回収拠点場所リスト」情報及び「回収拠点登録申請書」の登録内容に変更があった場合は、直ちにJBRCに連絡するものとする。

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

＜食品ロスの問題＞

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

令和元年台風第19号における災害廃棄物対策(令和元年12月12日時点) 環境省

- 環境省職員のべ1,230名を11都県115市区町村に派遣。課長級職員を5県に派遣し、現地支援体制を強化。
- 支援自治体の廃棄物担当職員のべ1,866名を6県16市町に派遣し、被災市町村に常駐。
- 仮置場への持ち込みができない住民の片付けごみについて戸別収集(自治体、民間事業者、自衛隊、ボランティア)により対応。
- 仮置場へのごみ搬入支援をするため、官民連携で広域的にごみ収集車を約80台派遣。
- 防衛省・自衛隊と連携した災害廃棄物の撤去活動については、7県23市町村全ての活動を終了。
- 災害廃棄物の広域処理が進展しており、長野県長野市から富山県(10/23～)及び三重県(11/19～)内の処理施設へ、長野県千曲市から宮城県内の処理施設(11/8～)及び愛知県(11/13～)内の処理施設へ、栃木県栃木市から和歌山県内の処理施設(11/19～)へ、宮城県丸森町から宮城県内の処理施設(11/6～)へ、大崎市から岩手県内の処理施設(11/28～)へ、大郷町から青森県内の処理施設(12/3～)へ、角田市から山形県(12/3～)及び茨城県(12/4～)内の処理施設へ、静岡県伊豆の国市から和歌山県内の処理施設(11/28～)へ、茨城県常陸大宮市から和歌山県内及び三重県内の処理施設(12/9～)へ搬出開始。
- 山形県及び青森県むつ市が東北被災県の災害廃棄物の受け入れを表明。福島県相馬市が宮城県丸森町の一部の災害廃棄物の受け入れを表明。
- 「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」が決定(11/7)し、災害廃棄物の処理について、国の財政支援を97.5%まで引き上げるほか、全壊家屋に加えて半壊家屋の解体費用も補助対象に追加し、予備費174億円及び補正予算により切れ目のない対策を実施。

災害廃棄物処理に係る工程表

仮置場を開設済、
収集体制を確保済

宅地や道路上からの速やかな
撤去、仮置場への搬入

身近な仮置場からの
搬出本格化

身近な仮置場からの
搬出完了

最終的な
処理完了

10月下旬

11月中旬

11月中旬頃～

12月末めど

- ◎東北
- 【宮城県】
＜被災棟数＞全壊287棟、半壊2,882棟、一部損壊2,393棟、床上浸水1,847棟、床下浸水12,580棟＞
●仮置場を28市町107箇所を設置済み
●2市町で自衛隊と連携した活動を展開し11/5に活動終了
●丸森町から宮城県内の処理施設(11/6～)へ、大崎市から岩手県内の処理施設(11/28～)へ、大郷町から青森県内の処理施設(12/3～)へ、角田市から山形県(12/3～)及び茨城県(12/4～)内の処理施設へ広域処理
●宮城県が災害廃棄物の処理方針を公表(11/7)し、数十万トンの災害廃棄物の発生が見込まれる
- 【福島県】
＜被災棟数＞全壊1,211棟、半壊6,846棟、一部損壊4,732棟、床上浸水7,430棟、床下浸水1,321棟＞
●ごみ収集車を春日井市(各1台、11/11～)が長野市に派遣
●施設稼働停止した郡山市の廃棄物を環境省保有焼却施設(湯江町、南相馬市)(10/19～)及び福島県内の処理施設(10/25～)で広域処理
●仮置場を24市町村68箇所を設置済み
●7市町で自衛隊と連携した活動を展開し11/23に活動終了
●ごみ収集車を京都市(4台、10/26～)、産業廃棄物関係団体(24台、10/19～)が郡山市に派遣
●福島県が災害廃棄物の処理方針を公表(11/13)し、約60万トンの災害廃棄物(流木や土砂等は含んでいない)について、発災後1年半での処理完了を目指す

- ◎関東
- 【栃木県】
＜被災棟数＞全壊73棟、半壊4,311棟、一部損壊6,374棟、床上浸水1,456棟、床下浸水1,052棟＞
●仮置場を14市町37箇所を設置済み
●2市で自衛隊と連携した活動を展開し10/27に活動終了
●ごみ収集車を神戸市(6台)が佐野市(10/27～)及び栃木市(11/2～)に派遣
●栃木市から和歌山県内の処理施設(11/19～)へ広域処理
●栃木県が災害廃棄物の処理方針を公表(11/20)し、約10万トンの災害廃棄物について、発災後1年間の処理完了を目指す
- 【茨城県】
＜被災棟数＞全壊146棟、半壊1,563棟、一部損壊1,366棟、床上浸水43棟、床下浸水520棟＞
●し尿処理施設(大子町(だいちごまち))が浸水で稼働停止中
●仮置場を5市町18箇所を設置済み
●2市で自衛隊と連携した活動を展開し10/26に活動終了
●ごみ収集車を東京都江東区、板橋区(各1台、11/18～)、千代田区、中央区、港区、葛飾区(各1台、11/25～)が大子町に、北区、練馬区(各1台、11/18～)、文京区、台東区、江戸川区(各1台、11/25～)が常陸大宮市に派遣
●常陸大宮市から和歌山県内及び三重県内の処理施設(12/9～)へ広域処理
●茨城県が災害廃棄物の処理方針を公表(12/4)し、約9万トンの災害廃棄物について、令和2年度中の処理完了を目指す
- 【千葉県】
＜被災棟数＞全壊28棟、半壊112棟、一部損壊1,877棟、床上浸水1,418棟、床下浸水1,375棟＞
●仮置場を35市町村49箇所を設置済み
●千葉県が災害廃棄物処理実行計画(改訂版)を公表(11/26)し、約39万トンの災害廃棄物について、令和3年3月末までの処理完了を目指す

- ◎中部
- 【長野県】
＜被災棟数＞全壊873棟、半壊2,545棟、一部損壊3,338棟、床上浸水38棟、床下浸水1,757棟＞
●仮置場を16市町村37箇所を設置済み
●2市で自衛隊と連携した活動を展開し11/21に活動終了
●長野市では、市民やボランティア、自衛隊等が一体となった災害廃棄物の撤去活動「One NAGANO」を展開
●ごみ収集車を四日市市(1台、10/16～)、名古屋市(4台、10/21～)、大崎市(5台、10/30～)、豊田市、岡崎市、豊川市(各1台、11/4～)、鈴鹿市、南伊勢町(各1台、11/5～)、瀬戸市、春日井市(各1台、11/11～)が長野市に、一般廃棄物関係団体(22台、10/26～)が長野市及び千曲市に派遣
●長野市の災害廃棄物を、広域連携計画に基づき富山県が中心となって調査を行い、富山県内の処理施設(10/23～)で広域処理
●千曲市から三重県(11/19～)内の処理施設へ広域処理
●長野県が災害廃棄物の処理方針を公表(11/20)し、約20万トンの災害廃棄物(土砂混じり及びき及び農地に流入した廃棄物を除く)について、発災後2年間の処理完了を目指す

